

検討資料⑦

高等学校の単位制の大幅な 柔軟化について

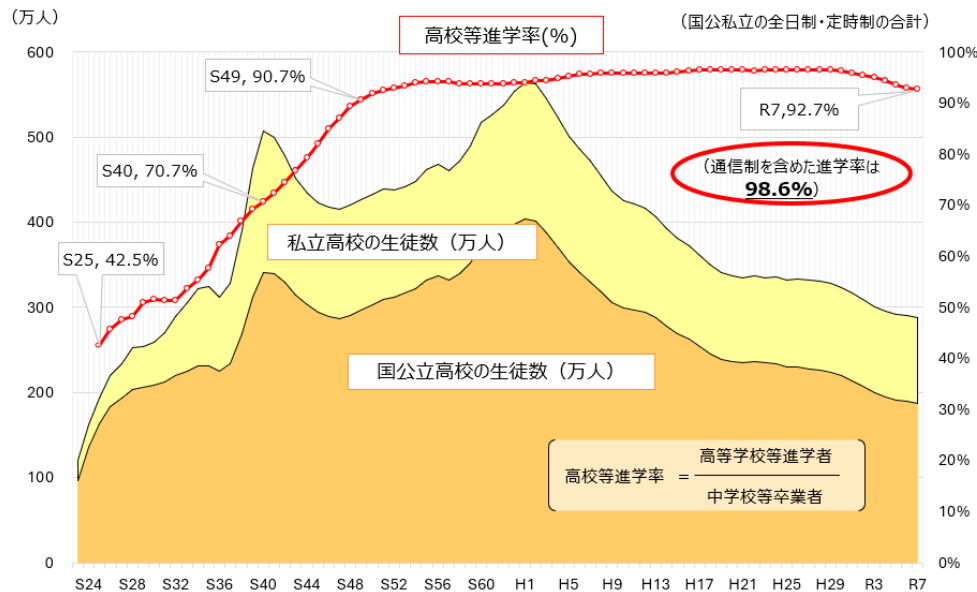
これまでの議論の経過と 今回の検討事項

高等学校の現状

- 高等学校への進学率は約**99%**に達し、それ故、多様な入学動機や進路希望、学習経験など、様々な背景を持つ生徒が在籍し、**高等学校の実態も多様化**している。
- 15歳人口が減少していく中で、**高等学校の数も減っていく**ことが見込まれる。

高等学校等への進学率【推移】

○ 高等学校等への進学率は、令和7年度には**98.6%**にのぼっている。

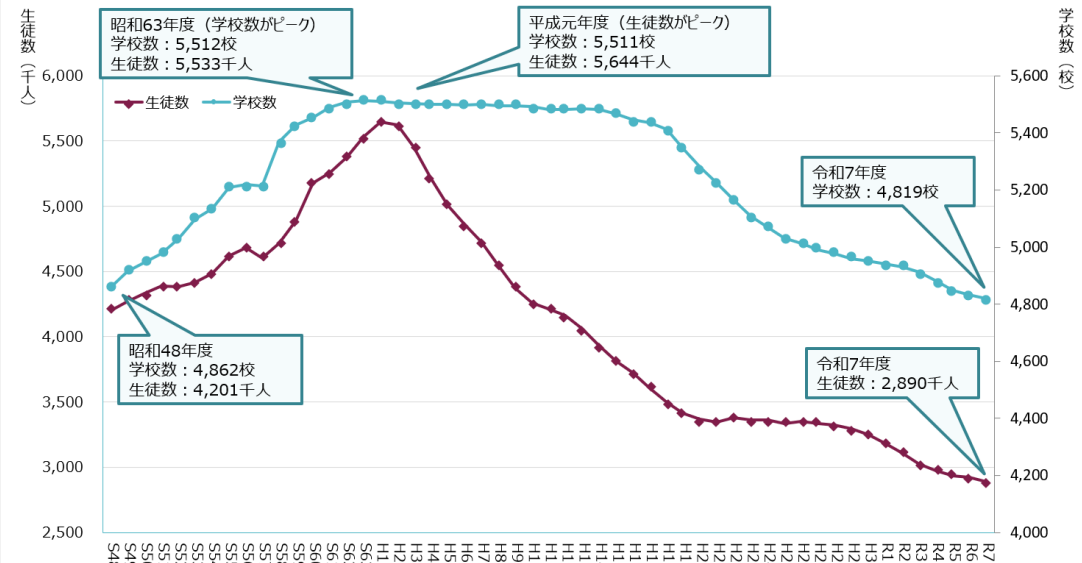


※「高等学校等進学者」とは、中学校・義務教育学校・特別支援学校（中学部）卒業生及び中等教育学校前期課程修了者のうち高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校（高等部）の本科・別科並びに高等専門学校に進学した者（就職進学した者を含み、過年度中卒者等を含まない。）

（出典）文部科学省「学校基本調査」

全日制・定時制 高等学校等の学校数と生徒数の推移

○ **全日制・定時制**の高等学校等は、昭和63年度に学校数が最多の5,512校、平成元年度に生徒数が最多の5,644千人に達した。以降、**学校数・生徒数ともに減少**しており、令和4年度には、**生徒数が初めて300万人を下回った**。



（※）学校数は、国立・公立・私立学校（全日制・定時制）、中等教育学校後期課程（H11年度以降）の合計値。

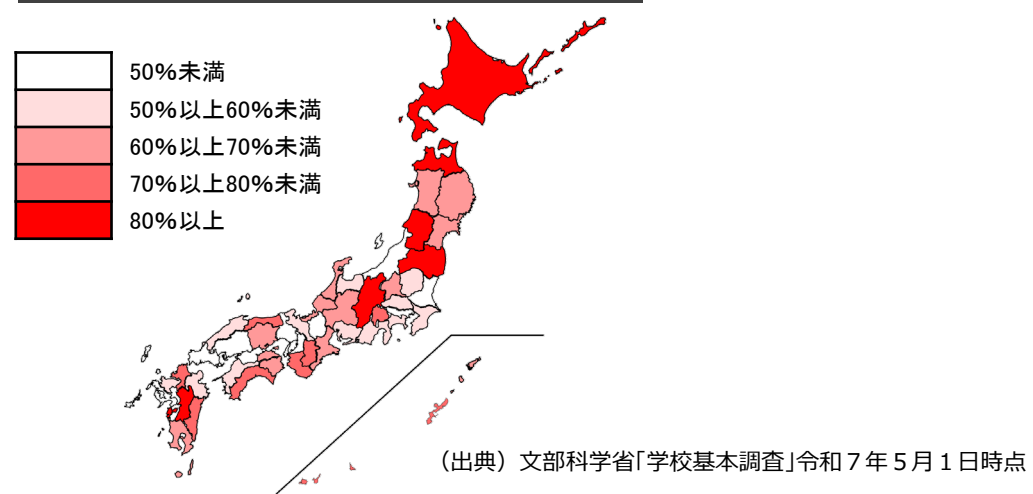
（※）生徒数は、国立・公立・私立学校（全日制・定時制）、中等教育学校後期課程（H11年度以降）の合計値。（専攻科、別科の生徒数を含む。）

（出典）文部科学省「学校基本調査」

生徒の多様性が高まり、地域や高校ならではの包摂・特色を模索する必要

- 全国の市区町村（1,741）のうち、公立高校ゼロの自治体は29.1%、一つしかない自治体は34.8%、合計63.8%となり、その割合は増加傾向
- 統廃合が進み、地域によっては通学できる学校が1校のみとなり、学校の中で公立中学校等と同様の多様性も生まれやすくなる中、地域や各高校ならではの包摂や特色のあり方を模索し、具現化することが喫緊の課題

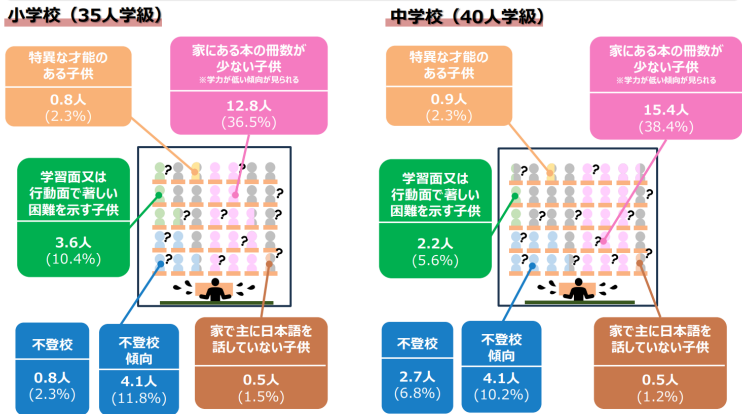
公立高校の立地が0-1の基礎自治体の割合



義務教育段階における児童生徒の多様性 ※教育課程企画特別部会 論点整理（P27）より

児童生徒の多様性を包摂する必要性（小・中）

- どの学校でも、多様な個性や特性を有する子供が在籍している実態が顕在化。多様性を包摂し、一人一人の意欲を高め、可能性を開花させる教育の実現が喫緊の課題



都道府県	割合	自治体数		内訳（立地）		都道府県	割合	自治体数		内訳（立地）	
		該当数	総数	0校	1校			該当数	総数	0校	1校
北海道	84.9%	152	179	55	97	滋賀県	36.8%	7	19	4	3
青森県	80.0%	32	40	22	10	京都府	50.0%	13	26	8	5
岩手県	63.6%	21	33	4	17	大阪府	48.8%	21	43	10	11
宮城県	65.7%	23	35	5	18	兵庫県	29.3%	12	41	1	11
秋田県	68.0%	17	25	9	8	奈良県	76.9%	30	39	19	11
山形県	80.0%	28	35	10	18	和歌山県	73.3%	22	30	13	9
福島県	81.4%	48	59	27	21	鳥取県	78.9%	15	19	10	5
茨城県	45.5%	20	44	6	14	島根県	52.6%	10	19	3	7
栃木県	56.0%	14	25	4	10	岡山県	63.0%	17	27	10	7
群馬県	65.7%	23	35	13	10	広島県	39.1%	9	23	1	8
埼玉県	57.1%	36	63	12	24	山口県	47.4%	9	19	2	7
千葉県	51.9%	28	54	14	14	徳島県	66.7%	16	24	9	7
東京都	32.3%	20	62	7	13	香川県	64.7%	11	17	4	7
神奈川県	51.5%	17	33	7	10	愛媛県	50.0%	10	20	1	9
新潟県	46.7%	14	30	8	6	高知県	79.4%	27	34	16	11
富山県	53.3%	8	15	2	6	福岡県	70.0%	42	60	22	20
石川県	63.2%	12	19	2	10	佐賀県	55.0%	11	20	4	7
福井県	64.7%	11	17	6	5	長崎県	38.1%	8	21	2	6
山梨県	77.8%	21	27	11	10	熊本県	80.0%	36	45	22	14
長野県	80.5%	62	77	40	22	大分県	55.6%	10	18	2	8
岐阜県	66.7%	28	42	14	14	宮崎県	73.1%	19	26	13	6
静岡県	51.4%	18	35	4	14	鹿児島県	67.4%	29	43	14	15
愛知県	50.0%	27	54	8	19	沖縄県	70.7%	29	41	18	11
三重県	62.1%	18	29	8	10	全国	63.8%	1,111	1,741	506	605

※諸問参考資料P46,47より一部データを更新して作成（https://www.mext.go.jp/content/20241217_mst_kyoiku01-000039494_3.pdf）
※特異な才能がある子供：IQ130以上を仮定しているが、多様な基準や考え方が存在し、実態が異なる場合もある。
※そのため、多様な種類・程度の特性がある子供がおり、その対象範囲は想定より広いことも考えられる。

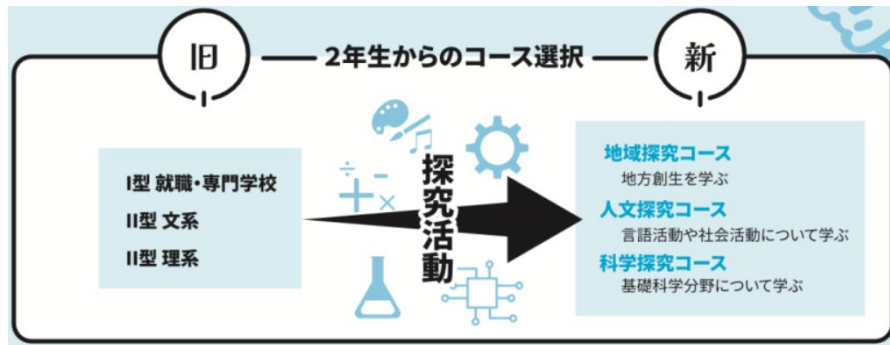
多様な特色を持つ高校も生まれつつある①

1. 地域の教育資源を生かした取組など特色ある教育課程の例

事例① 〈愛媛県立三崎高等学校（全日制 普通科）〉

- 新たに「社会共創科」を設置し、特色ある学校設定科目により地域に関する理解を深めつつ、2年次より地域探究コース、人文探究コース、科学探究コース、科学探究コースを選択して学ぶ

取組の特徴・内容



- 特色ある学校設定科目を開設
 - 【未咲輝（みさき）学】※社会共創科のすべての生徒が履修
 - 地域理解（地域の歴史や地元企業について学ぶ）
 - データサイエンスを学び、RESAS、e-Statなどのビッグデータの利活用
 - 地域探究活動や起業家育成プログラムなどを実施
 - 【地域文化と国語（国語科）】
 - 地域の伝承や文学者を教材とし、吟行や拓本などの体験活動を実施
 - 【芸術探究（芸術科）】
 - 地域の伝統芸能や行事に参加して地域文化に触れ、表現方法等を学習

事例② 〈和歌山県立串本古座高等学校（全日制 普通科）〉

- 新たに「未来創造学科」を設置し、地域の資源を活用した学校設定科目を含む宇宙探究コース、文理探究コース、地域探究コースを入学時に選択して学ぶ

取組の特徴・内容

- 進学から就職まで幅広い進路目標に対応するため、入学時から3つのコースに分かれ、それぞれ地域の資源を生かした学校設定科目を提供 ※2年次進級時にコース変更可能
- 【宇宙探究コース】
 - 「宇宙探究基礎」、「宇宙観測と利活用」、「宇宙と国際理解」等で宇宙について専門的に学ぶ
- 【文理探究コース】
 - 「地域探究」、「実用英語」、「応用国語探究」等で国際感覚や科学的な視点等を学ぶ
- 【地域探究コース】
 - 「観光経済」、「ジオパーク学探究」、「南紀食文化探究」等で地域課題について地域と往還的に学ぶ

学年	コース	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	
3年	宇宙探究								数学Ⅲ		数学Ⅲ			英語コミュニケーションⅢ				体育		情報探究		化学		物理				衛生と活用	宇宙と国際理解		総合的な探究の時間	LHR		
	文理探究		論理国語		政治・経済			数学探究α		文学国語									論文特講		地理探究	日本史探究	総合英語探究	応用社会探究	応用国語探究	応用理科探究								
	地域探究		論理国語		国語表現		世界史探究	日本史探究	政治・経済		実践数学			英語コミュニケーションⅢ				体育		器楽	生物探究	専門数学探究	文化共創探究	図書人物探究	紀伊半島探究	南紀食文化探究								
																					素描	論文探究α	文化共創探究	間書人物探究	紀伊半島探究	南紀食文化探究								
																						情報処理	英語探究	観光経済	宇宙総合探究									

多様な特色を持つ高校も生まれつつある②

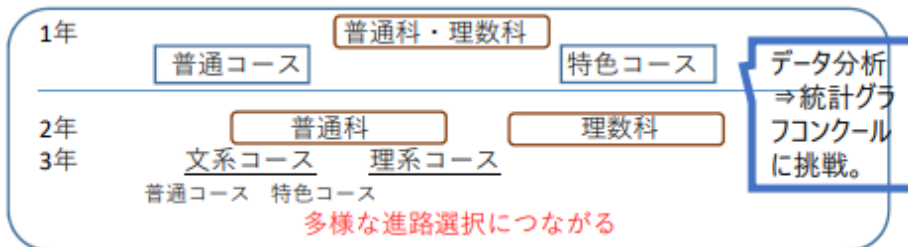
2. 多様な進路に応じたコースを提供している教育課程の例

事例① 〈香川県立観音寺第一高等学校（全日制 普通科・理数科）〉

- 1年次は学科を分けず全ての教科を共通に学習し、2年次からは普通科と理数科に分かれ、それぞれ特色ある学校設定教科・科目を履修しながら探究的な学びを行う

取組の特徴・内容

- 1年次にすべての教科を共通に学習。様々な進路学習や探究活動等を通して自分の適性・進路等を見極めた上で、2年次から普通科文系コース（普通コースと特色コース）、普通科理系コース、理数科を選択
- 特色ある学校設定科目を開設
【科学探究基礎α】【科学探究基礎β】（教科「理数」）
 - 全ての生徒に科学的探究力の基礎を育成
 - Eビデンスに基づいて論理的に考察し、その結果や過程を適切に表現するための力を体験的に学ぶ
 - 「科学探究基礎α」では、「情報Ⅰ」の内容も扱う



事例② 〈香川県立高松東高等学校（全日制 普通科）〉

- 大学進学をめざす生徒、就職を視野に入れる生徒、芸術の分野への関心や特性を生かそうとする生徒といった、幅広い生徒のニーズに応じ、1年次よりコース別に学ぶ

取組の特徴・内容

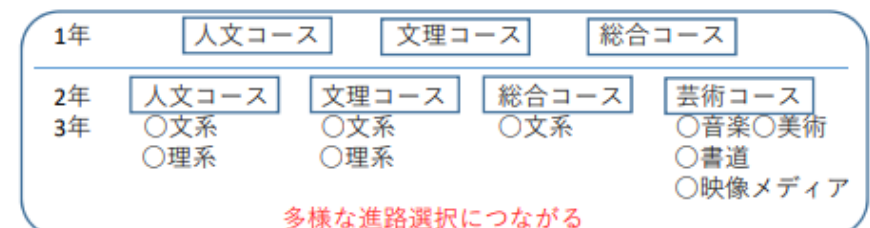
- 多様な進路選択につなげるため、「人文コース」「文理コース」「総合コース」「芸術コース」の4つのコースから選択できるようにするとともに、それぞれのコースの目標に応じた学校設定科目を提供

【総合コース】

- 基礎・基本を身に付けるとともに、多様な進路の実現を目指す
- 3年次に選択できる学校設定科目「英語総合」「情報実践」「地歴研究」等を提供し、2年次までの学習からより応用・発展した内容を学ぶ

【芸術コース】

- 少人数指導の強みを活かして専門的な指導を行い、芸術系大学や教育系大学等への進学を目指す
- 書道では、「漢字創作」「総合書道」「書法研究」を学校設定科目とし、書道の発展的な理論と創造的な実践を学ぶ
- 音楽・美術では、「器楽」「素描」などの専門的な科目を開設し、多様な生徒の可能性を最大限に伸ばせる環境を整える



多様な特色を持つ高校も生まれつつある③

3. 基礎的な内容の定着に取り組む教育課程の例

事例① 〈新潟県立高田南城高等学校（定時制 普通科）〉

- 義務教育課程で学んだ内容と高等学校での学習との関連などを学び、確実な学力定着を図るため、1年次に選択して履修できる学校設定科目を開設

取組の特徴・内容

- 多様な生徒の実情に合わせ、義務教育課程で学んだ内容と高等学校での学習との関連などを学び、確実な学力定着を図ることを目的に、1年生が選択して履修できるよう、通常の科目に加えて、「社会基礎」、「英語基礎」といった学校設定科目を提供
- 「社会基礎」では、歴史総合や地理総合の教科書、地図帳等を利用して、地理・歴史分野の基礎的な内容の定着を図るとともに、特定の地域やテーマを題材とした探究学習を通して、高校の地歴公民科の学習に必要なスキルを身に付ける学習を実施
- 「英語基礎」では、英語コミュニケーションⅠ、論理・表現Ⅰの教科書などを利用して、「3～4文からなる平易な文章を読む」、「短い会話のやりとりを聞き、内容を理解する」などの、「読む、聞く、話す、書く」の4技能の基礎的なスキルを定着させる学習を実施
- 主に学力に不安をもつ生徒や不登校等により十分な授業への出席ができなかった生徒が対象

事例② 〈新潟県立有恒高等学校（全日制 普通科）〉

- 数学と英語について基本的な学習スキルを身に付けることを目的に、学校設定教科「マルチベーシック」を開設し、1年次に必修で履修する

取組の特徴・内容

- 義務教育段階での基礎学力に課題がある生徒が、高等学校における学習の理解と定着のため、1年生は、通常の科目に加えて、学校設定教科「マルチベーシック」を必修で履修
- 「マルチベーシック」では、数学及び英語について、以下のような義務教育段階での履修内容について、高等学校における学習内容の理解に欠かせない基礎的事項との関連について学習
 - 【数学】
 - さまざまな数、単位・式の計算（数学Ⅰ「数と式」に接続）
 - 関数・方程式（数学Ⅰ「二次関数」に接続）
 - 三平方の定理（数学Ⅰ「図形と計量」に接続）
 - 資料の活用（数学Ⅰ「データの分析」に接続）
 - 【英語】
 - アルファベット、英語とは、フォニックスの基本（英語コミュⅠに接続）
 - 複数形、辞書の使い方、単語のきまり、SVOの基本、代名詞

高等学校の教育課程の柔軟性をめぐる諸課題

課題① 大胆な教育課程編成

- 地域の特色を活かした課題探究を中核にダイナミックなカリキュラムを組みたい。でも、学校設定科目を卒業単位にカウントできるのは20単位まで…限界を感じる
- 74単位で卒業できるはずなのに、週30コマの授業が標準という規定も相まって、3年で90単位以上必要。生徒の余白が少なく、学校外をフィールドにするダイナミックなカリキュラムは組みにくい…

課題② 生徒集団の実態に応じた対応

- 今の減単の仕組みで週1コマ減すると少々減らしすぎと感じる。もう少し丁度良い減らし方ができると良い
- 基礎科目では物足りない生徒も多い。必修科目と選択科目まとめて丁度良い単位を割り当てて編成できたらじっくり深くできるのに…
- 必修教科・科目の前に学び直しを丁寧にやる必要。でも、そのための学校設定教科と必修を別々にやるのは実態に即していない…

週当たり時数の標準(30コマ)を3年間実施した際の履修単位数

90
単位



学校設定

選択

必修

履修順

最大

20
単位

最低

35
単位

1単位：
35単位時間の学習
(年間週1コマ)

課題③ 個々の生徒の学習ニーズへの対応

- 自分の苦手を克服したり得意を伸ばすなど、生徒が学習内容を自己決定したり、自己調整を促す時間を設けたいが、標準単位数のままだとカリキュラムが過密でうまく位置付けられない…
- 英検1級などを持つ生徒も、基礎科目からやらせるルールだけど、これって本当に生徒のためになってるのか…。もう少し履修義務を生徒の実態に応じて柔軟にできないか…

卒業に必要な
単位数

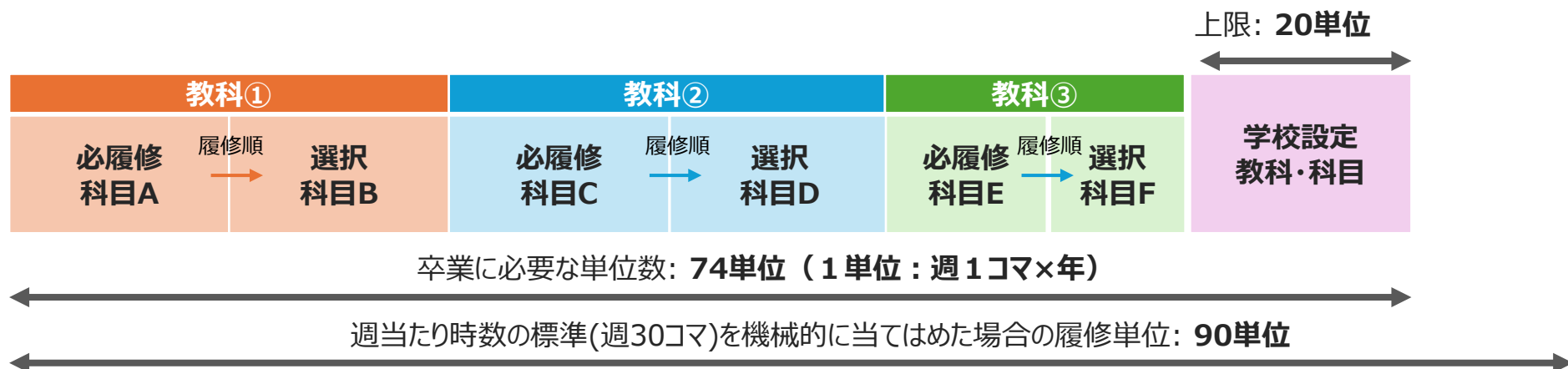
74
単位

課題④ 各科目の適正な学習量の設定

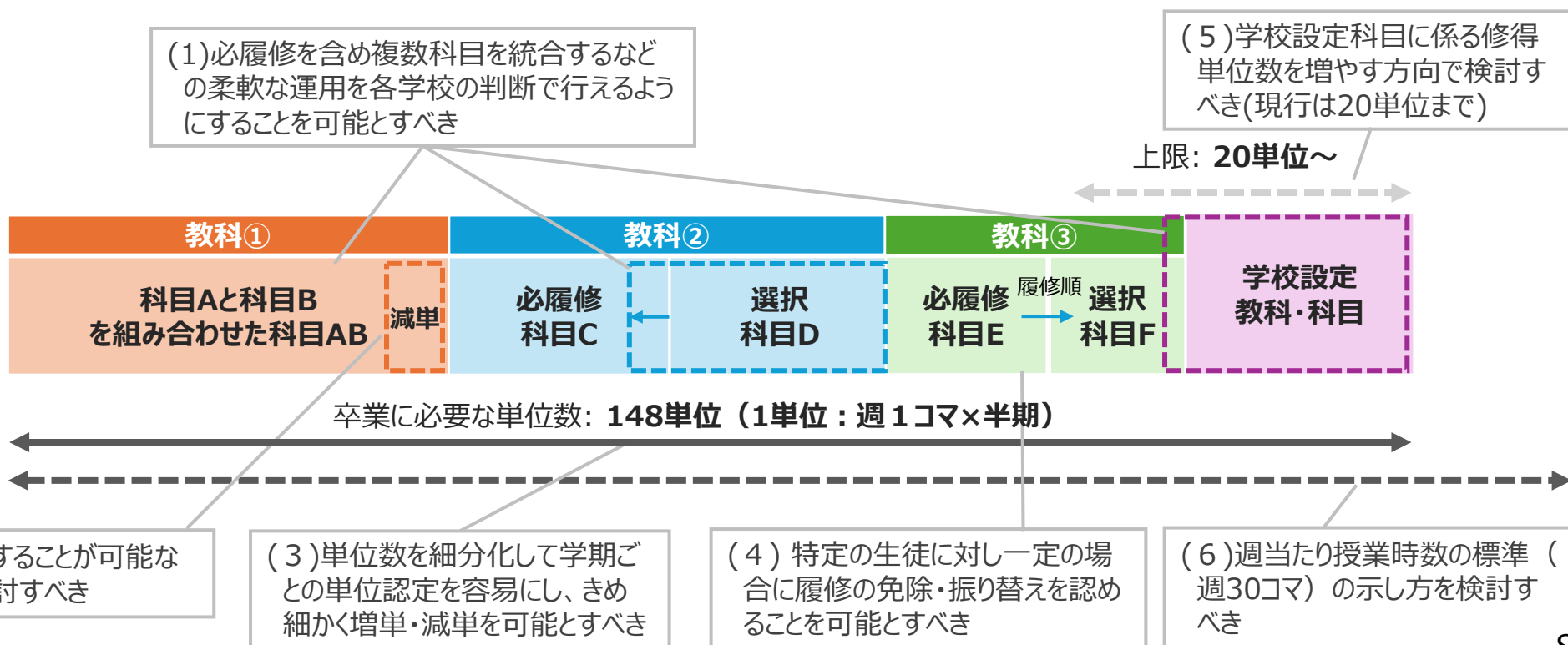
- 必修を終らせるのに1年次だけでなく2年次までかかる。基礎科目が終わらないと進路に応じた選択を十分にさせてあげられない
- 前期と後期でそれぞれ単位認定したいけど、1単位ずつ(35コマ)しか認定できないから前期だけで単位認定しようとする2コマ開講しなくてはならず時間割が窮屈になる

高等学校段階の柔軟な教育課程の方向性（単位制の大幅な柔軟化）

現行制度



論点イメージ



② 現行の標準単位数を単純に細分化した場合（イメージ）

現行の標準単位数を細分化（74単位を分割し148単位とする）し、学期ごとの単位認定を容易にし、きめ細かく増単・減単できる方向で検討すべき

：必履修科目及び総合的な探究の時間

：地域の特色や個々の生徒の学習ニーズを踏まえた学校設定科目

学年	単位数																																																															
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62		
1 年	現代国語				言語文化				地理総合				歴史総合	公共	数学Ⅰ				数学A				数学B	科学と人間生活	生物基礎	保健	体育				音楽Ⅰ	英語C 1				英語C 2	家庭基礎				情報 1		総合的な探究	LHR																				
	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124		
2 年	論理国語				文学国語				地理探究				歴史総合	日本史探究／世界史探究				公共	数学Ⅱ				数学B	科学と人間生活	生物基礎	生物	保健	体育				音楽Ⅰ	英語C 2				論理表現 1	論理表現 2	総合的な探究	地域の特色を活かした課題探究	個別の学習ニーズに対応する学校設定科目	LHR																						
	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186		
3 年	論理国語				文学国語				地理探究	日本史探究／世界史探究				倫理	数学Ⅱ				生物				体育				英語C 3				論理表現 1	論理表現 2	総合的な探究の時間		地域の特色を活かした課題探究				個別の学習ニーズに対応する学校設定科目				LHR																					

卒業に必要な単位数

※細分化した単位数で時間割を編成する際、特に３学期制の場合には、時間割の編成、教師への授業の割振りに当たって工夫が必要となり、こうした工夫例の整理・提供が別途必要となる

本日の検討項目

- 本日は高等学校の単位制の柔軟化の在り方に関して企画特別部会の論点整理で提起された各方策について、具体的な要件・範囲の在り方など、具体化の方向性についてご議論いただく。

義務教育段階

①調整授業時数制度の具体化

- 標準授業時数の調整を可能とする対象教科等や調整可能な授業時数の上限
- 調整授業時数の活用方法として認められる具体的な内容（特に、教職員の研究・研修も含めた「裁量的な時間」の類型と上限）
- 適切な運用を担保するための方策
- 調整授業時数制度実現後の、教育課程特例校制度、時数特例校制度の取扱

②その他の柔軟な教育課程編成を促す方策

- 学校教育法施行規則での単位授業時間の標準（小:45分、中:50分）の示し方
- 学習指導要領総則での年間最低授業週数（35週）の示し方
- 学習指導要領での学習内容の学年区分の示し方

高等学校段階

①単位制度の柔軟化

- 必修修を含む科目の一部を他の科目や学校設定科目等で取り扱うことを可能とする場合の具体的な要件と範囲
- 上記の組み替えを行う場合に、一部内容を選択して扱うことや履修単位数を標準から減らすことの具体的な要件と範囲
- 卒業に要する修得単位に含められる学校設定教科・科目の単位数の上限の在り方
- 単位計算の細分化の具体的な設計（何時間の学修をもって1単位と認定するかなど）
- 科目の履修免除の対象科目や具体的な要件、運用の在り方

②その他の柔軟な教育課程編成を促す方策

- 週当たり授業時数の標準（週30コマ）の示し方

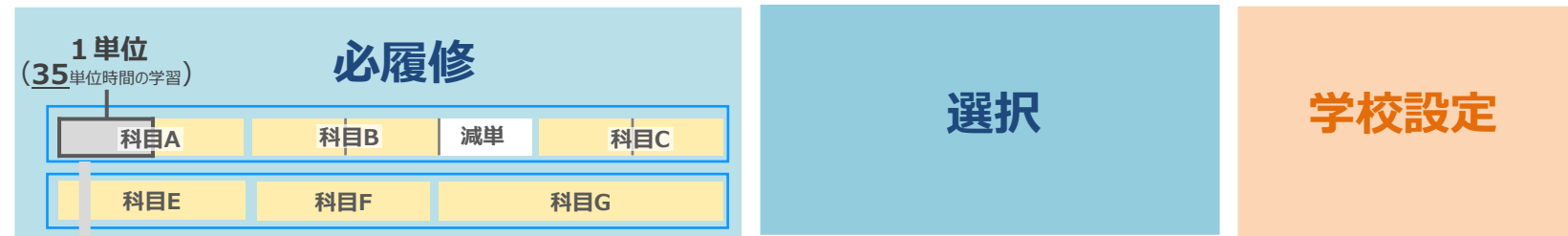
各項目の検討の方向性

高等学校の教育課程の柔軟化に関し検討が必要な事項の全体像

補足イメージ①

(週当たり授業コマ数)

1 2 3 ... 28 29 30 コマ



2 単位の計算方法について
具体的にどのような見直しを行うか

1 科目の組み替えの具体的な
内容や要件をどのようにするか

5 その他柔軟な教育課程の促進策として、
①学校設定教科・科目の単位数上限の
在り方をどう考えるか
②週当たり授業時数の示し方をどうするか



3 各科目の単位数を一層
柔軟に設定できるように
するためどのような方策が必要
か（減単の在り方）

4 科目の履修免除の具体的な要件、
対象科目、運用をどのようにするか

6 これらの仕組みの不適切な運用を防ぎ、
国・都道府県等・各学校が必要に応
じて改善を図り、質を確保する仕組み
をどのように設けるか

①多様性・共通性の双方を重視しつつ特色化・魅力化を推進する視点

- 高等学校は、義務教育の基礎の上に、生徒の進路等に応じて高度な普通教育・専門教育を実施するという目的を持つ。
- こうした目的を踏まえ、これまで全ての生徒が共通して学ぶ必修科目と、生徒が興味・関心や進路希望に学ぶ選択科目を設けるとともに、「学校設定教科・科目」の開設や「学校外の学修の単位認定」を広く認めるなど、各学校の創意工夫を凝らした教育課程編成や生徒の多様な学習成果を認める仕組みも整えてきた。
- 今回の検討においては、新たな時代に相応しい多様性と共通性のバランスを図りつつ、こうした教育課程上の創意工夫の幅を一層拡充し、特色化・魅力化の可能性を最大限追求する必要がある。

②多様な生徒一人一人に応じる視点

- 少子化に伴い統廃合が進む中、多くの高等学校において、在籍する生徒の多様性が増しており、学力水準や進路希望も多様になっている。こうした中、現行の仕組みの中では、生徒の多様なニーズに応じたきめ細かな対応が難しくなっている。
- 多様な子供一人一人がキャリアや進路に応じて科目を選択しながら主体的に学ぶ中で、個性・特性に応じた「好き」を見つけ、「得意」を伸ばすことに繋がる柔軟な教育課程の在り方が一層求められている。

③学校教育を通じて社会変化を牽引する人材育成を進める視点

- 生成AIが牽引する社会の急速なデジタル化、生産年齢人口の減少、地方の過疎化等が同時並行的に進む中、これまでの進路動向・人材供給傾向が続けば、地域のエッセンシャルワーカーやイノベーションを牽引する専門的技術者が不足し、定型的な業務を担う事務職は余剰となるなど、大規模な「労働力需給ギャップ」も予測されている。
(P30参照)
- こうした状況を踏まえ、各高等学校及び設置者においては、これまでの社会システムの継続を所与の前提とするのではなく、近未来の労働市場や社会の在り方も見据えつつ、学校や地域の特性を活かして探究的・実践的な学習内容を充実させるなど、教育課程を大胆に改革していくことが求められている。
- こうした視点からの学校改革は、学校教育を「起点」として、社会課題の解決や社会経済の発展等につながる動きを生み出し、同時に生徒の自己実現に繋がるものとして丁寧にデザインされることにより、①・②とも相補的なものになると考えられる（よりよい学校教育を通じてより良い社会への移行を図ることができる）。
- そうした各学校の大胆な改革を支援するため、文部科学省では「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」の策定や、「高等学校教育改革促進基金」の創設などに取り組んでいるところ。これらの施策を最大限活用しつつ、各学校が特色ある教育課程を最大の「強み」として捉え、「攻め」の教育課程編成ができるよう、学習指導要領等を通じて学校を後押しする基盤を整えることが重要。
(P31～33参照)

- これらの前提を踏まえつつ、研究開発学校・教育課程特例校、スーパーサイエンスハイスクール（SSH）、ワールドワイドラーニング（WWL）等を通じた様々な教育課程の工夫の実践の蓄積や、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、グラデュエーション・ポリシーに基づく学校の特色化・魅力化を図るこれまでの学校改革の努力を土台として、それらをさらに実質化・発展させるための仕組みを具体的に検討する。

1 科目の柔軟な組み替えの具体的な内容・要件

(検討事項)

- 企画特別部会の論点整理においては、各学校が生徒の実態等に応じた柔軟な教育課程編成を可能とするため、必履修を含む科目の履修の一部又は全部を、一定の要件の下、同一教科の他科目や学校設定科目等で取り扱うことを可能とする方向性を示した。
- この点については、どういった要件の下、何を可能とするか具体的に検討が必要。

(科目の柔軟な組み替えで可能とする具体的な内容)

- 現在、高等学校の教科・科目は概ね以下のような類型となっている。
 - ①各学科に共通する各教科・科目及び総合的な探究の時間（いわゆる共通教科・科目等）
 - ②主として専門学科において開設される各教科・科目（いわゆる専門教科・科目）
 - ③学校設定教科・科目

共通教科等				専門教科		学校設定教科
必履修科目	選択科目	学校設定科目	総合的な探究の時間	科目	学校設定科目	科目

- 各教科・科目については、原則として科目間での内容の移行・入れ替えは認められていない。一方で、教育課程特例校制度等では、内容を全て扱うことなどを前提に、複数科目間での内容の移行・入れ替えを認めており、共通教科等・専門教科・学校設定教科のいずれの教科・科目間の移行・入れ替えにも制限を設けていない。
- こうした現行制度を踏まえ、教育課程特例校のほか、研究開発学校と同様の教育課程の特例を認めているSSH、WWL事業の採択校では、

【必履修＋必履修】、【必履修＋選択】、【総探＋必履修】、【専門＋専門】

など、様々な組み合わせで教科・科目の内容の組み替えを行うとともに、各学校の教育課程の趣旨・目的に即した学校設定教科・科目を設ける等の取組が行われている。

(P34～40参照)

- こうした現行の特例制度における多様な実践の蓄積も踏まえ、いずれの科目の類型間の組み合わせであっても、一定の要件の下、各学校の判断において、「各科目内容の一部または全部について他科目への移行・統合」を可能とすることについてどのように考えるか。

- これにより、各学校が生徒の実態に応じて、例えば下記のような多様な取組の展開が期待できるのではないか。

- 同一教科内の必履修科目や選択科目を一体化した科目を作り、学習内容の重複を避け余白を生み出しつつ、探究的な学びを充実
(例) 物理基礎・化学基礎・生物基礎・地学基礎を組み合わせ、「理科基礎」
化学基礎と化学を組み合わせ、「化学総合」など
- 複数教科に属する科目を組み合わせて一体的に取り扱う科目を作り、より実社会・実生活における実践的な課題解決に繋がる学びを充実
(例) 論理国語の一部と理数探究を組み合わせ、「アカデミック・プレゼンテーション」など
- 学校の特色を活かした学校設定教科・科目と、共通教科・専門教科の内容を組み合わせることで、学校が目指す資質・能力の育成を一層充実
(例) 公共にグローバルの観点からの趣旨・内容を強化し、「グローバル公共」など
- 学び直し科目と必履修科目を組み合わせ、生徒の基礎学力保障の取組を充実
(例) 数学Ⅰに義務教育段階の学び直しを加え、「数学基礎」など

1 科目の柔軟な組み替えの具体的な内容・要件等

(要件の在り方)

- 一方、高等学校学習指導要領に示す各教科・科目等の内容は、これからの社会で求められる資質・能力を効果的に育成できるよう系統性に配慮して設定されるものであり、それらの柔軟な組み替えを認めていくに当たっては、一定の要件が必要ではないか。
- 具体的には、以下の要件を設定することについてどのように考えるか。（単位数の取扱いについてはP21で検討）また、こうした要件を踏まえ、具体的にどのような科目設定は許容されないか等については、今後の各教科等WGの議論も踏まえて検討し、解説やQA等で整理して示すべきではないか。

(科目設定の趣旨に関わるもの)

要件① 組み替え後の科目の実施により、元の教科・科目の目標の趣旨を損なわないこと

学習指導要領で定める各科目それぞれに、当該科目として創設している趣旨・目的がある中で、科目から一部の内容を取り出し他科目に移行し分散して指導することで、当該科目の目標の趣旨を損ねる結果となることは避ける必要があるのではないかと。具体的には、例えば歴史総合は、近現代に関わる世界とその中の日本を広く相互的な視野から捉えること等を科目の目標としており、これを日本史と世界史に分割して指導することは歴史総合の目標の達成が困難となると考えられる。

(質の確保に関わるもの)

要件② 組み替え後の科目の実施を含む教育課程全体として、組み替え前と比較して同様の成果が期待されること

現在においても、同様の成果が認められる場合には、
・外国の高等学校における履修をもって必修教科・科目等の履修に替える
・専門教科・科目の履修をもって必修教科・科目等の履修に替える
・理数探究基礎または理数探究の履修をもって総合的な探究の時間の履修に替えること等を可能としているところ。こうした点も踏まえ、元の科目の履修と同様の成果が期待できることを求めることが必要ではないか。

(説明責任に関するもの)

要件③ カリキュラム・ポリシーとの関連において、変更部分の趣旨・内容を公表して明らかにし、生徒・保護者等に説明すること

生徒が入学先を決定するに当たっては、当該学校が目指すカリキュラム・ポリシーとの関係において、科目の柔軟な組み替えの内容や趣旨が明確となっていることが必要であるとともに、カリキュラム編成の透明性を高めることで、不適切な取扱いがあった場合に速やかに是正を図ることができる基盤を整える必要があるのではないかと。

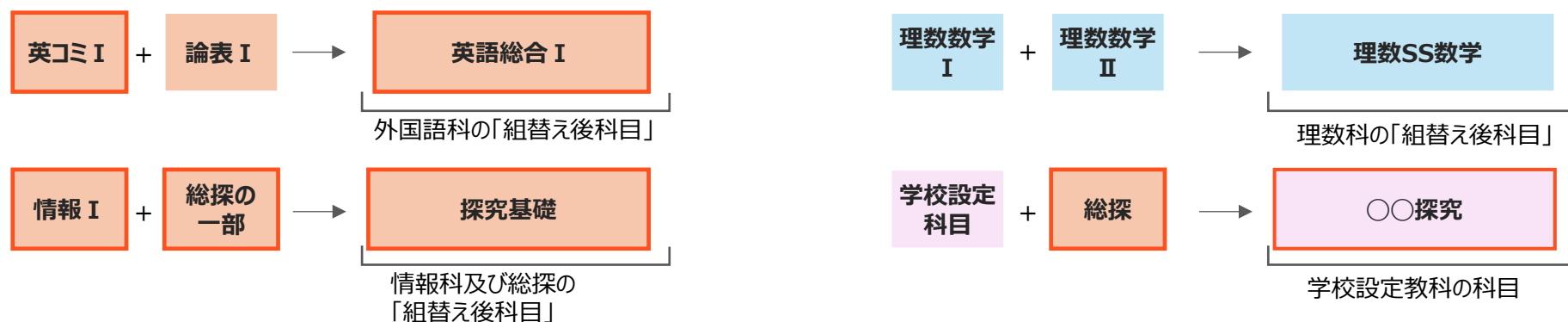
(組み替える場合を含めた内容の取扱い方)

- 企画特別部会の論点整理においては、科目の柔軟な組み替えを行う場合の元の科目の内容の取扱い方として、「元の科目の内容が適切に取り扱われていることとするか」「基礎的・基本的な事項に重点を置くなど内容を選択可能とするか」についても検討すべきと示されている。
- この点、現行制度でも、特に必要がある場合には、各教科・科目の目標の趣旨を損なわない範囲で、各教科・科目の内容について、基礎的・基本的な事項に重点を置くなど選択して取り扱うことを可能としている。（P41参照）
- この趣旨は、義務教育に比べ高等学校は学校によって生徒の実態が大きく異なることから、生徒の多様な実態を踏まえた内容の取扱いの工夫を認めるものであり、教科・科目の柔軟な組み替えを行う場合であってもその必要性は変わらない。そのため、科目の柔軟な組み替えを行う場合、原則としては元の科目の内容が教育課程全体で適切に取り扱われることが前提となるが、その上で従前同様、生徒の実態を踏まえ特に必要がある場合は、「基礎的・基本的な事項に重点を置くなど内容を選択して扱うことが可能」としてはどうか。
- さらに、企画特別部会においては、科目の目標の趣旨を損なわない範囲で内容を選択的に取り扱う際、「基礎的・基本的な」事項に重点を置く場合ばかりではなく、「探究的・発展的」な事項に重点を置いて選択的に取り扱う場合も考えられる旨の議論もあった。
- 今回の高等学校の単位制の柔軟化は、子供一人一人の多様性に応じるとともに、未来の社会や労働市場の在り方も見据えた改革を支えるものであることを踏まえ、「発展的・探究的な」事項に重点を置いて各科目の内容について選択的に取り扱うことも可能とする方向で検討してはどうか。なお、この際、大学入試対策に過度に傾倒した運用を防ぐ観点から留意が必要。
（例：世界史探究でE(4)地球世界の課題の探究に重点を置く、英語コミュニケーションⅢで「社会的な話題」に重点を置くなど）

「組替え後科目」の性質の在り方

- **「各科目内容の一部または全部について他科目への移行・統合」**を可能とした場合、内容を受け取る移行・統合先の科目及び内容を減らす移行元となる科目（以下「組替え後科目」という。）について、どのような性質の科目とするかが論点となる。
- 組替え後科目について、全て学校設定教科・科目として取り扱うことも考えられるが、その場合、組替え後科目が全て学習指導要領に定めのある共通教科・専門教科に属する科目（総合的な探究の時間を含む。以下「既存教科・科目」という。）の内容で構成されるものであったとしても学校設定教科・科目として取り扱うこととなる。そうすると、以下の課題も生じる。
 - ✓ 学校設定教科・科目は卒業に必要な単位数に含まれる上限（現行制度では20単位）が定められており、既存教科・科目の内容の組み替えを行った場合、その分学校が特色を活かして設定できる学校設定教科・科目の単位数が少なくなる
 - ✓ 現行の教育課程特例校制度では、既存教科・科目の組み替えについて単位数の上限を設けていないにもかかわらず、組替え後科目について上限設定が存在することとなる
- また、義務教育段階における調整授業時数制度の検討においては、既存教科の組み替えによる新たな教科の創設（教育課程特例校制度で可能としている取組の一般化）については時数の上限を設けない一方、学習指導要領に定めのない事項について新たな教科を創設する場合や裁量的な時間を活用する場合は、一定の時数の上限を設けることとしており、そのこととのバランスを考慮する必要がある。
- こうしたことを踏まえ、**既存教科・科目の内容のみで構成される組替え後科目については、学校設定教科・科目とは区別して、「組替え後科目」等と呼称し、その単位数上限は設けない**ことするとともに、**組替え後科目が学校設定教科・科目の内容を含む場合のみ、学校設定教科・科目として取り扱う**こととしてはどうか。
- なお、**組替え後科目が必修教科・科目を含む場合**であれば、当該科目は必修として取り扱うこととしてはどうか。

（現行の特例校での事例等を踏まえた具体的な適用例）※赤枠は必修であることを示す



2 単位の計算方法の見直し

(単位計算の方法の見直し)

- 高等学校は単位制を採用しており、**50分の授業を1単位時間（コマ）とし、35コマの授業をもって1単位として計算することを標準**とし、これに基づいて各教科等の履修単位数を決定したり、修得単位の認定を行う仕組みとなっている。
- こうした仕組みは、生徒の多様な科目選択が可能な高等学校において、卒業に必要な履修科目の組み合わせや学習量の計算が煩雑となるのを避け、学校としても教育課程編成が容易となるというメリットもある一方、以下のような課題もある。
 - ✓ 各科目についてきめ細かな学習時間の調整ができない
 - ✓ 35コマ未満のコンパクトな学習内容は単位として認定できない
 - ✓ 学期ごとに柔軟に科目の履修選択を認めるといったことは難しい
- こうした課題は、①で検討したような科目の柔軟な組み替えを可能としたり、生徒の多様なニーズに応じた丁寧な学習量調整を行うことができるようにしていくことを可能としていくに当たっては、大きな課題となりうる。こうしたことなどを踏まえ、企画特別部会では、1単位を細分化（半期での学習をもって1単位と認定。卒業に必要な単位は74単位から148単位となる。）する方針を示したところ。
- その際、現在は35コマの授業をもって1単位として計算しているところ、単位を細分化する場合に1単位をどのように計算するかが課題となる。（具体的には、1単位に必要な単位授業時間を17コマとするのか18コマとするのか）
- この点、高等学校は、高等学校入試への対応が必要なことや、高3の大学入試のために、実質的に授業ができない日もあり、授業日数が義務教育段階よりやや少ない一方、多くの週当たりコマ数を実施している実態に留意が必要。そうした構造の中で、学校行事や祝日等により各教科等の授業が実施できなかった場合に、振替や追加の授業等により年間で35コマの確保に困難が生じやすい実態もある。
- こうした中で、1単位を18コマで計算し、実質的に単位認定に必要な授業時間数が1コマ増加することは、現場の実態と乖離し、運用が困難となる恐れがある。したがって、今般1単位の計算方法を細分化するに当たっては、**50分×17コマの授業をもって1単位とすることを標準**としてはどうか。

※以後便宜的に、現行の単位計算によるものを○単位、細分化された新たな単位計算によるものを○新単位と記載。

- なお、その場合、現在1年間で35単位時間で指導する内容を**34単位時間を標準として指導することとなるが、このことも踏まえた教科用図書の分量**となるよう、**義務教育段階と同様に教科用図書の精選等**を図っていく必要があるのではないか。

(3学期制との関係)

- 企画特別部会の論点整理以後、今回の1単位の計算方法の細分化については、（1単位：週1コマ×半期）との記載があったことも踏まえ、2学期制への移行を前提とした仕組みとなるのではないかとの声も聞かれたところ。
- この点について、2学期制を採用している場合は、前期・後期それぞれの授業時間と単位認定に必要な授業時間（1単位17コマ）を揃えやすく、通年のみならず、前期・後期それぞれで柔軟に科目選択の機会を提供することがしやすくなるなどのメリットはある。
- しかしながら、新単位による履修単位数を2の倍数とすることにより、従前と同様の単位数で便宜上運用することも可能であり、3学期制の場合のデメリットとなるものではない。加えて、3学期制である場合でも2週に1度の授業を設ける等により、新単位を活用した科目設定も可能であり、2学期制への移行を前提としたものではないことに留意が必要。

(単位授業時間の柔軟な設定との関係)

- 高等学校が単位授業時間の柔軟な見直しを行いたいと考えた場合、例えば50分授業で45分授業にして同じ授業コマ数とすると、4単位の科目は10%程度授業時数が減少する（結果3.6単位分の学習となる）ところ、端数を切り捨てて3単位分の認定となり、取りこぼしが生じるため、広がりを欠いた。この点、新単位制度は、きめ細かな単位認定が可能となる（例えば、上記の例であれば8新単位が授業時間見直しにより7.2新単位分の学習となり、それを7新単位で認定）ことから、単位授業時間の柔軟な設定を容易にする効果も見込めるため、そうした運用例も示していくことが考えられるのではないか。

3 各科目の単位数の一層柔軟な設定

(共通教科・科目の単位数)

- 現行学習指導要領では、共通教科・科目及び総合的な探究の時間について標準単位数を定めるとともに、標準より増加して履修単位を設定する場合（増単）や、標準より減じて履修単位を設定する場合（減単）の条件を解説において整理している。（P42参照）

	増単	減単
必修教科・科目	増単できる場合の例示 ・基礎的な学習内容の定着 ・理解が難しい科目の十分な習得 ・特定の技能等の反復・習熟	○原則減単できない ○いずれの条件も満たす場合のみ減単可能 ・短い時数で科目の目標を実現可能 ・生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し特に必要がある場合 ○標準単位数が2単位である場合は減単不可
それ以外		○原則減単できない ○以下のいずれかの場合のみ減単可能 ・短い時数で教科・科目の目標を実現可能 ・教科・科目の特質から一部の内容項目を取り上げることとも可能である旨規定されており、実態に応じやむを得ない場合

- 今回、義務教育段階については、調整授業時数制度を導入し、標準授業時数から一定の割合で減じて授業時数を設定できることとする方向で検討が進んでいる（減ずることで35コマ未満となる教科を除く）。
- 義務教育段階においてこうした検討が進んでいる中、高等学校についても、①で議論した科目の内容の柔軟な組み替えや、②で検討した単位数の計算方法の見直しを実効性あるものとしていくためには、より一層生徒の実態や各学校の教育課程編成のねらい等に応じて柔軟に学習時間を調整できる仕組みとしていく必要があるのではないか。
- この点について企画特別部会の論点整理においては、「複数科目を一体的に指導する場合、履修単位数を標準より減らすことも可能とすべき」としているが、組替え後科目を含め、各科目の履修単位数の調整の在り方をどうするか課題となる。

(減単に関する基本的な考え方の見直し)

- 標準単位数は、当該科目の目標を達成し、学習指導要領の内容を無理なく指導するのに適切な時間として設定しているものであり、引き続き、**標準の通りに履修単位を設定することを原則とすることに一定の意義があると考えられる。**

- 一方、生徒の多様な実態や、学校の教育課程編成のねらいに応じた様々な教育活動を実現し、教育課程全体として生徒の資質・能力を効果的に育成するために必要であると考えられる場合は、カリキュラム・マネジメントの一環として共通教科の時数を減じ、必要な教育活動を実施するための余白を創出することができるようにすることは意義が大きい。
- したがって、**減単の基本的な考え方として「原則不可」とすることを改め、生徒の実態及び教育課程全体を通じた資質・能力の育成に資すると認められる場合は、一定の限度の下で可能であるという考え方を基本**としてはどうか。

(2単位の必修教科目の減単について)

- 現在必修教科目については、標準単位数が2単位である場合は単位数を減じることとはできないとしているが、これは2単位から単位数を減じた場合1単位となってしまう、半分の時数で目標の実現を図ることは困難と考えてきたことによる。
- 一方、今回単位の計算方法の見直しによって、2単位科目については4新単位となり、例えば3新単位に減単すると授業時数としては25%の減となる。現在、特に必要がある場合は3単位の科目を2単位に減単する（約33%減）ことを可能としている中であって、25%の減を不可とする理由に乏しいことから、**現在減単を不可としている標準が2単位の必修教科目についても、1新単位の範囲内で減単を認める**こととしてはどうか。
- しかし、例えば、大学入試に課されない教科が削減され、普通教育としての教育課程のバランスが確保できなくなるといったことを避ける必要がある。このため、それぞれの「教科」について教科目標を達成する必要最低限の時数は確保できるよう、**各必修「教科」に係る科目の履修単位数の合計が3新単位以下となる減単は不可**としてはどうか。（現行単位を前提にすれば、公共、芸術（音楽Ⅰ or 美術Ⅰ or 工芸Ⅰ or 書道Ⅰ）、情報Ⅰ、家庭基礎が減単不可）
- こうした考え方を基本とした上で、**各教科等WGにおける科目構成の在り方や、標準単位数の議論の結果も踏まえ、各科目について減単可能な上限を定める**こととしてはどうか。
- なお、一方組替え後科目の内訳に着目すると、実態上どの時間が必修教科目相当で、どの時間がそれ以外の科目相当か明確な区別が難しいことが想定され、一定の考え方を示す必要がある。このため、組換え前の科目の「減単可能な上限」の考え方を踏まえて、「組替え後科目」の必要単位数を設定すべきではないか。（例えば、生物基礎と生物を組み合わせると組替え後科目とした場合、生物基礎で3新単位分＋生物で6新単位分などそれぞれの科目で設定可能な範囲で設定し、その合計で組替え後科目の単位を設定することが想定される。（この場合9新単位））

(検討の前提)

- 企画特別部会の論点整理では、「入学時点で高度な外国語の運用能力を有していることが外部試験で明らかの場合など、社会的信頼性が確立している基準により、特定の必修教科・科目について既にその内容を十分に修得していると判断できる生徒が在籍する場合には、一定の要件の下、各学校や教育委員会の判断により、当該教科・科目の履修を免除可能とする仕組みを整えるべき」とされており、履修免除した場合の対応として、以下の方向性が示されているところ。

履修を免除する場合、別の学習をもって当該科目の履修に替えることとする方向で検討すべき。その際、例えば以下の例など履修の振り替え先について整理すべき

- 当該科目の属する教科の上位科目
- 学校設定科目
- 学校外学修の単位認定の履修に替えることを認めてはどうか

(例えばCEFRB2相当の生徒は英語コミュⅠを免除し英コミュⅢや学校設定科目の履修を可能とする、CEFR C1以上の生徒は大学の講義等の単位認定で替えるなど)

- こうしたことを踏まえつつ、制度の在り方について更なる具体化の検討が必要となる。

(必修科目の履修免除の要件)

- 現在高等学校では、多様な学校外学修の成果を認める一環で、学教法施行規則第98条第2号に基づき、在学中に外部検定等の「知識及び技能に関する審査（以下「技能審査」という。）」を受けた場合の学修成果を単位認定可能(36単位まで)。(P43～44参照)
- 一方、各教科・科目が育成を目指す資質・能力は「知識及び技能」のみならず「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」を含むため、特に「知識及び技能」以外の資質・能力については外部試験の結果のみをもって育成状況を証することが難しい側面もある。
- 同様に、今回の履修免除・振替の仕組みについても、特定の外部試験の合格が、相当する必修科目（以下「免除科目」という。）が育成を目指す資質・能力の全体を担保することを証することは困難であるという前提で、検討する必要がある。
- 以上を踏まえれば、外部試験はあくまで免除科目の資質・能力を部分的に証するものであるものの、その活用により、当該科目が属する教科全体の目標を効果的に実現するとともに、対象生徒の資質・能力を教育課程全体で豊かに育む観点から免除科目及び振替先の科目等（以下「振替科目等」という。）の設定をすべきであり、こうした観点からバランスのある制度設計が必要。こうした視点から、今般の履修免除・振替については次の3つの要件をいずれも満たす場合に対象としてはどうか。
- その際、もとより履修免除・振替を可能とするのは、免除科目の資質・能力を十分に上回る水準で身に付けている場合には、他の選択肢を当該生徒に提供できるようにすることが有意義であるためであり、単に相当する資質・能力を身に付けていれば自動的に免除・振替を可能とすることを目的とするものではないことに留意する必要があるのではないかと。

【科目の履修免除の要件】

- ① 高等学校教育との関連において社会的信頼性が確立している外部試験の合格により、免除科目の知識及び技能が概ね習得されていると判断し得ること **(外部試験の性質の観点)**
- ② 免除科目において育成を目指す資質・能力全体について、振替科目等の履修によって、当該教科の目標の達成に向けて発展的に育成可能であり、総合的な代替性が認められること **(免除科目と振替科目の代替性の観点)**
- ③ 当該生徒の実態や希望を踏まえ、必修科目を選択科目等の履修に振り替える方が、資質・能力の育成の観点で大きく上回る成果が期待できること **(資質能力の育成における比較優位の観点)**

(要件を踏まえた具体的な運用)

【対象となる免除科目・外部試験の在り方】

- 以上の要件を踏まえた場合、まず、具体的にどの外部試験によりどの科目を対象とするかを示す必要がある。
- その際の基本的な考え方として、本制度は必修科目の履修を免除するという高等学校教育の共通性に関わる新たな仕組みであることから、制度の悪用・濫用を防ぎつつ慎重に制度設計を行う必要がある。そのため、これまでに学校現場で十分な活用実績があり、他の教育制度との関係で既に位置づけがあるなど、当面、十分な合理性が認められるものに限ってスタートすることが適当ではないか。
- この点、要件①の「社会的信頼性が確立している外部試験の合格により、免除科目の知識及び技能が概ね習得されていると判断し得る」という視点を踏まえると、まず英語の外部試験の活用が考えられる。英語に関しては、国際的に通用する英語運用能力に関する尺度であるCEFRに対応した外部試験等が複数あり、文部科学省としてCEFRレベルを外国語教育の目標値としていることも踏まえると、複数の外部試験が該当すると考えられる状況にある。
- また、数学についても、年間30万人程度が受験するなど社会に広く普及し、各高等学校が積極的な受験を通じて学力向上の契機としている外部試験が存在している状況にある。

- また、英語・数学については、こうした社会的信頼性と十分な実績を有する外部試験が存在するのみならず、これらの外部試験は、高卒認定試験の試験科目免除の対象として組み入れられているなど、高等学校における資質・能力の育成との関係が一定程度認められている状況にある。（P45参照）

※高卒認定試験は大学・短大・専門学校の受験資格を与えるに足る水準の学力を認定する制度である。一方、今般検討している制度は、必修科目を免除し、より発展的な科目等への振替を認めようとするものであり、趣旨が大きく異なる。このため、対象とすべき外部試験の種類や、免除に必要な級の水準等については、高卒認定試験をそのまま適用することは適当でなく、別途慎重な検討が必要であることに留意。

- また要件②の「免除科目において育成を目指す資質・能力全体について、振替科目等の履修によって、当該教科の目標の達成に向けて発展的に育成可能であり、総合的な代替性が認められる」かという視点においても、英語と数学については、教科の性質上、選択科目やその内容を含む学校設定教科・科目等の履修の中で、必要に応じて必修科目の理解を補いつつ、発展的に目標の達成に向けて指導を行っていくことが可能と考えられ、①や③の要件を満たす状況であれば、総合的に代替性が認められる。

※例：英コミⅠと英コミⅡ・Ⅲなどの選択科目は取り扱う内容のほとんどは共通しており目標の水準で差を設けているため、選択科目中で英コミⅠの内容も含め発展的に指導することも可能であるし、数学Ⅱにおいても例えば微分・積分の学習の中で数学Ⅰにおける二次関数に関連する資質・能力を含め発展的に指導することが可能

- これらの視点を総合的に鑑みて、まずは外国語と数学の必修科目について、外部試験を活用した免除・振替の制度運用を開始していくことを念頭に検討を進めることとし、具体的な外部試験の種類や、履修免除を認める際に必要な級の水準、振替科目等（上位科目以外の学校設定科目や学校外学修のイメージを含む）については、外国語WG及び算数・数学WGにおいて具体的な議論を進め、解説等で具体的に定めることとしてはどうか。

- なお、今回の免除の仕組みは、主に入学前に、既に免除科目が目指す資質・能力を大きく上回る水準で身に付けている生徒を念頭に置いたものであるが、不登校や病気等何らかの事情で学校に来ることが一時的に困難となり、必修科目の単位を取得できなかった生徒など、入学後に外部試験等による必修科目の代替を希望するケースも一定数存在すると考えられる。今後の具体的な外部試験の種類や、履修免除を認める際に必要な級の水準等の検討に当たっては、こうしたケースの存在も踏まえ検討すべきではないか。

【必修科目を免除した場合の振替科目等の在り方】

- 要件を満たし、必修科目を免除することが適当であると認められる場合、企画特別部会の論点整理では、振替え先の学習として、以下の3つを挙げている。
 - 当該科目の属する教科の上位科目
 - 学校設定科目
 - 学校外学修の単位認定の履修
- 今般検討した要件②に鑑みると、上記のうち学校設定科目及び学校外学修の単位認定に振り替える場合についても、当該免除科目と無関係なもの（英コミⅠを免除し、芸術系教科に振り替える等）ではなく、あくまで必修科目が属する教科の目標の達成に向けた発展的な学習が可能な内容とすべきことに留意する必要があるのではないかと。
- その場合の単位数の在り方としては、今般の仕組みは高等学校入学前の学習の成果を認めるものであり、高等学校卒業に必要な学習量を減じさせる趣旨ではないことから、免除科目の単位数と同じ単位数について、振替科目等で修得する必要があるのではないかと。

5 その他の柔軟化策等

① 学校設定教科・科目の単位数

- 企画特別部会の論点整理では、柔軟な教育課程編成を後押しするため、普通教育を主とする学科における「卒業までに修得させる単位数に含められる学校設定科目等に係る修得単位数」を増やすことの適否、増やす場合の上限をどう考えるか（現行は20単位まで）を検討すべきとされているところ。（専門学科においては現在でも上限なし）
- これまで①～③で検討してきた柔軟な単位制度を活用した場合、学校設定教科・科目を用いた科目設定上の工夫が一層進むことが想定される（※）ため、「卒業までに修得させる単位数に含められる学校設定科目等に係る修得単位数」を増やすこととしてはどうか。

（※）

・①で検討した単位数の柔軟化を可能とする中では、例えば必修科目と学校設定科目等を組み合わせて組替え後科目を作るというケースが考えられる。一方で、そうした内容の統合により、組替え後科目の履修単位数が大きくなり、生徒によっては選択の幅が狭くなってしまう場合も考えられるため、現行の選択科目の一部を分割し重点的に履修できるようにしたいというニーズも存在すると考えられる。

（例）近現代を扱う歴史総合を学んだ後、古代・中世史を深めたい生徒に向けて、に日本史探究と重複する部分を含みつつ、特に探究的・発展的に履修させる科目を設ける等

・こうした場合、選択科目の一部を重点的に履修する科目は学校設定教科・科目として扱うこととなる（単に選択科目の一部のみを切り出すと、当該科目の目標の趣旨が実現困難になると整理されるため）

・このような生徒の豊かな選択肢の存在を重視した学校設定教科・科目の開設を積極的に行うこととすると、学校設定教科・科目の単位数が多くなることが想定され、本来設定しなかった独自の学校設定教科・科目を創設する幅が小さくなることも懸念される。

- その場合、どの程度まで増やすこととするかが課題となるが、「普通教育を主とする」という学科の性質と、学校の多様な教育課程編成上の工夫を可能とするという政策目的のバランスを考えて設定する必要がある。

- 「普通教育を主とする学科」については、普通科の特色化・魅力化を図る観点から多様な学科の設置を認める制度改革を行ってきており、令和4年度からは、以下の4類型で学科の設置が可能となっている。そのうち、新たな創設された3学科については、「その他普通教育を主とする学科」として、学校設定教科・科目の設置等を通じた特色ある教育課程編成を求めている。（P46～47参照）

①普通科

②学際領域学科

③地域社会学科

④その他普通科

「その他普通教育を主とする学科」

・特色に応じた学校設定教科・科目を2単位以上設け、学校設定教科・科目または総探をいずれの年次でも履修（合わせて6単位以上）

（「普通科」における上限について）

- 「普通科」については、普通教育の実施を特にその教育課程の中心に据えた学科であり、必修教科・科目及び総合的な探究の時間の合計38単位を終えた後、一定の範囲で共通教科・科目の選択科目の履修を進めていくことが前提となる。
- そのため、卒業に必要な単位数（74単位）から必修教科・科目に必要な38単位を除いた全てを学校設定教科・科目に充てて良いとすることは、かえって「普通科」としての特色を発揮できないことも考えられるため、卒業に必要な単位数の4割程度にあたる28単位を学校設定教科・科目の上限とするものの適否についてどう考えるか。

（「その他普通教育を主とする学科」における上限について）

- 「地域社会学科」等の「その他普通教育を主とする学科」については、普通教育に加え、学校設定教科・科目等の開設・履修により特色ある教育課程編成を求めていることから、必然的に「普通科」と比較して学校設定教科・科目の履修単位数は増えることが想定される。
- その趣旨を踏まえ、「その他普通教育を主とする学科」については卒業に必要な単位数（74単位）から必修教科・科目に必要な38単位を除いた全て（36単位）を学校設定教科・科目に充てて良いこととするものの適否についてどう考えるか。

（※）現行でも、例えば留学・学校間連携、ボランティア活動等の学校外学修の単位認定については、合わせて36単位までという上限が設定されているほか、国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの認定校については、教育課程の特例として、学校設定教科・科目を36単位まで卒業単位に含めることが可能とされている

5 その他の柔軟化策等

① 学校設定教科・科目の単位数（続き）

- なお、今般の教科・科目の柔軟な組み替えを可能とする仕組みの創設や、学校設定教科・科目の単位数上限の見直しは、生徒の多様性に応じるとともに、未来の社会や労働市場の在り方も見据えた各高等学校の改革を支えるために行うものであることや、今般「組替え後科目」と「学校設定科目」の概念整理を行ったことも踏まえ、特定の既存教科・科目の内容を一層網羅的に扱うような学校設定教科・科目の開設を促す趣旨ではないことを明確に示していくべきではないか。
- こうした点も含め、今般の学校設定教科・科目の上限拡大に合わせ、学校設定教科・科目の設定が各教育委員会や学校で円滑に行われるよう、設定に当たっての基本的な考え方を示していくことは効果的ではないか。

② 週当たり授業時数の標準（30コマ）（P48～49参照）

- 現在、高等学校卒業に必要な単位数は74単位だが、週当たりの授業時数は30単位時間を標準としている規定とも相まって、3年間で90単位以上の履修が一般的となっている。
- 今後、単位制の柔軟化等を通じて、各生徒の多様な実態の違いに応える学習活動や、例えば、本格的な「デュアルシステム」の導入など、学校の特色等を活かした探究的・実践的な学びを充実させていくにあたり、授業を集中的に行う時期と生徒がそれぞれのニーズや探究課題等に応じて主体的に学習することができる余白のある時期のメリハリをつけるなど、年間を通じた柔軟なスケジュール編成も重要となってくることが考えられる。
- こうしたことも踏まえ、企画特別部会の論点整理では、「生徒の学校生活に余白を生み、個々の進路希望や心身の状態などに応じて柔軟な学習や活動ができるようにする観点から、週当たり授業時数の標準（週30コマ）について、示さないこととする方向で検討すべき」とされており、週当たり授業時数の標準については、示さないこととしてはどうか。

③ 授業週数の標準（35週）の在り方（P50参照）

- 現在高等学校の全日制の授業週数については、「各教科・科目及びホームルーム活動の授業は、年間35週行うことを標準とする」と定めている。今般、義務教育段階においては、学校の授業日数の実態（中学校で平均202日程度）に合わせて年間授業週数を「40週を標準」とする方向で検討しているが、高等学校学校段階の示し方を確認しておく必要がある。
- この点、高等学校については、以下のような状況もあることを踏まえると、標準と実態の大きな乖離があるとは言えず、現在の示し方に妥当性があることから、引き続き授業週数の標準を35週とすることについてどのように考えるか。
 - 授業日数が200日未満の全日制高等学校が7割以上であり、学科の特性等によっては180日（36週）以下という場合もあるなど、小中学校よりも総授業日数が少なく（※）、また学校による差が大きい現状
（※）小中学校ともに200日以下は約3割
 - 高等学校における「35週」の標準の対象は各教科・科目やホームルーム活動の授業を行う日（年間を通じて実施が必要な共通部分）であり、総合的な探究の時間等は含まれていないため、引き続き、義務教育段階よりも少ない週数で設定することが適切

④ 継続的な事例創出と今後の柔軟な検討

- 義務教育段階における調整授業時数制度の設計に当たっては、授業時数特例制度や研究開発学校等を通じた事例の蓄積があった他、「サキドリ研究校事業」等を通じた積極的な事例創出を通じて、制度開始後の円滑な実施を支えることとしている。（P51～53参照）
- この点高等学校については、令和8年度から研究開発学校制度を用いて単位制の柔軟化に取り組む学校の実践研究を進める予定であるものの、義務教育段階に比べて事例の蓄積が少なく、詳細な制度設計にあたっては、生じうる課題等についても一層研究を進めていく必要がある。
- そのため、研究開発学校における研究状況や、①～④に示した提案を踏まえた現場の声などを踏まえつつ、必要な要件の在り方や課題への対応等の制度の具体的な設計については、通信制等の課程の違いにより生じうる固有の検討事項を含め、引き続き柔軟に検討を進めるとともに、高等学校学習指導要領の施行に向けては、義務教育段階の「サキドリ研究校」事業も参考としつつ、何らかの形で各都道府県が事例創出に取り組める仕組みを整えるべきではないか。

- ①～④にて検討した単位制の大幅な柔軟化は、多様な生徒一人一人に応じる学習の充実や、これからの社会変化を牽引する各学校の大胆な教育課程編成を支えるものであるが、高等学校教育の質低下を招いたり、大学入試対策に過度に傾倒した運用を防ぐ観点から、国や都道府県（高等学校を設置する市町村を含む）、各高等学校がそれぞれ効果的な取組となるよう積極的な役割を果たすとともに、適切ではない取組の実施を防ぎ、仮にそうした取組があった場合には、改善を図ることができるよう質を確保するための仕組みを設けることが必要。

（1. 文部科学省）

- 研究開発学校や、その研究成果を踏まえた事例創出の取組等を通じて、参照可能な実践事例を幅広く創出し、各教育委員会等に情報提供
- 制度実施後は「教育課程編成・実施状況調査」により制度の活用状況等や実践事例を定期的に把握・公表するとともに、必要な制度の改善等を行う
- 各都道府県・指定都市の指導主事等に向けた研究会・協議会を定期的に開催する中で、好事例・不適切と考えられる事例等について周知
- 上記の状況把握の中で、不適切な運用実態を把握した場合には、都道府県教育委員会や私立学校担当部局等に対し、地教行法等に基づく指導や助言を行い、速やかな改善を図る

（2. 都道府県（私立学校担当の首長部局を含む）、高等学校を設置する市町村）

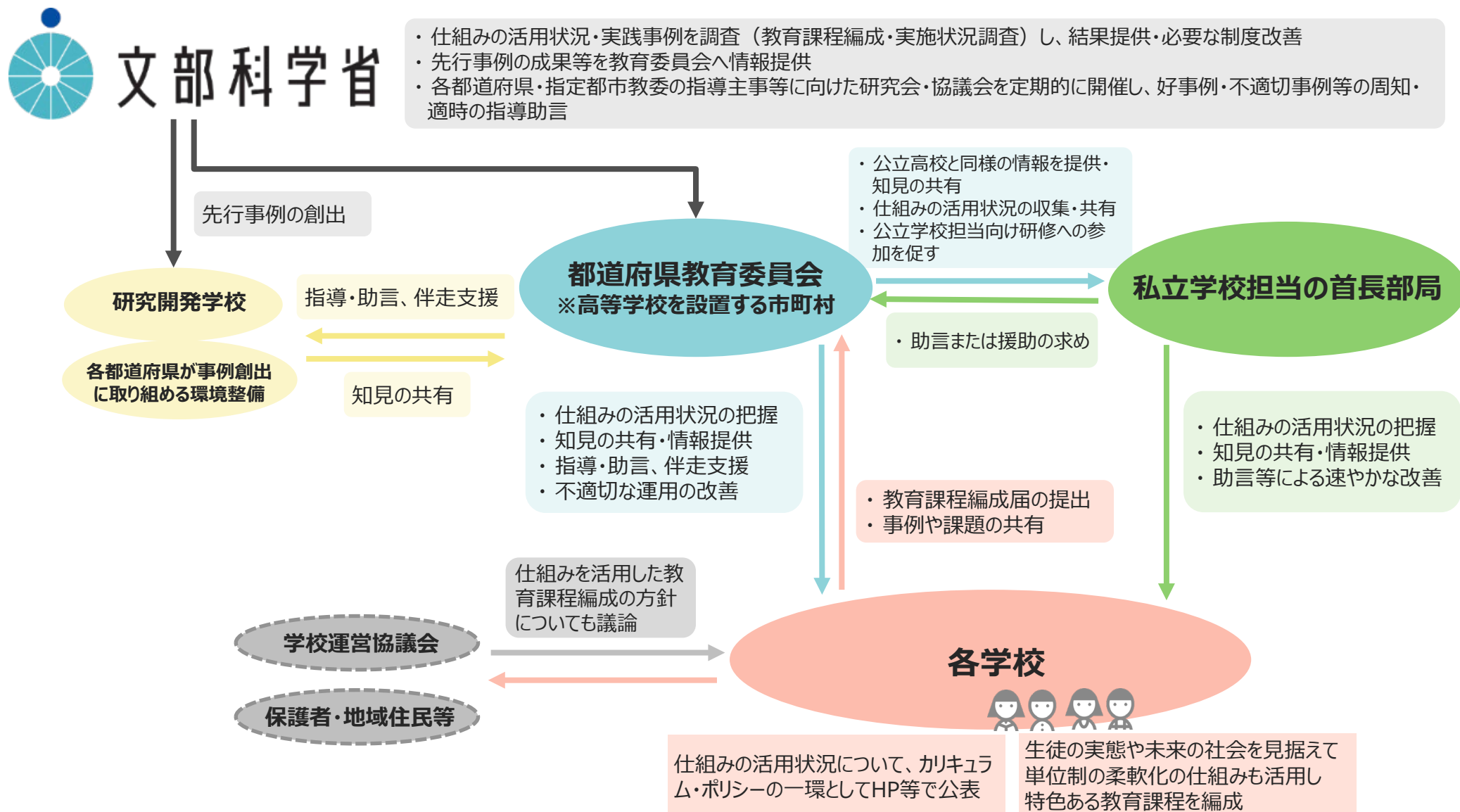
- 研究開発学校や文部科学省の事例創出の取組の成果、「教育課程編成・実施状況調査」の調査結果、国が開催する研究会・協議会等を踏まえ、質の高い実践が可能となるよう各学校に必要な情報提供
- 各学校に提出を求めている教育課程編成届において、単位制の柔軟化を活用した組替え後科目、学校設定教科・科目等の状況と要件適合性について記載を求める
- 日々の指導・助言や計画訪問等を通じて、管内の高等学校の取組状況に関する実態把握を行い、他自治体での取組等も参考にしつつ、必要に応じて指導・助言や伴走支援を行うとともに、不適切な運用があった場合には速やかに是正を図る（首長部局の場合は、助言等を行うなどにより、速やかな改善を図る）
- 都道府県においては、私立学校に対しては私立学校担当部局を通じ、域内の市町村立高等学校に対しては設置する市町村を通じて、都道府県立学校と同様の情報を展開しつつ、3.に基づいて域内の他設置者の高等学校が公表する教育課程編成の状況についても収集・共有するとともに、各高等学校に公立学校担当向け研修への参加を積極的に促すなど、域内の高等学校における実践の質の向上に取り組む（首長部局は、都道府県教育委員会に助言または援助を求めることができる）

（3. 各学校）

- 今般の単位制の柔軟化の仕組みを活用した教育課程編成の状況等について、カリキュラム・ポリシーの一環としてHPへ公表する
- 学校運営協議会を設置している場合は、教育課程編成の基本的な方針について承認を受けるに際しては、単位制の柔軟化の仕組みを活用した教育課程編成の方針についても議論する

単位制の柔軟化に係る教育課程の質確保のための仕組みの全体像 補足イメージ②

- ①～④にて検討した単位制の大幅な柔軟化は、多様な生徒一人一人に応じる学習の充実や、これからの社会変化を牽引する各学校の大胆な教育課程編成を支えるものであるが、高等学校教育の質低下を招いたり、大学入試対策に過度に傾倒した運用を防ぐ観点から、国や都道府県（高等学校を設置する市町村を含む）、各高等学校がそれぞれ効果的な取組となるよう積極的な役割を果たすとともに、適切ではない取組の実施を防ぎ、仮にそうした取組があった場合には、改善を図ることができるよう質を確保するための仕組みを設けることが必要。

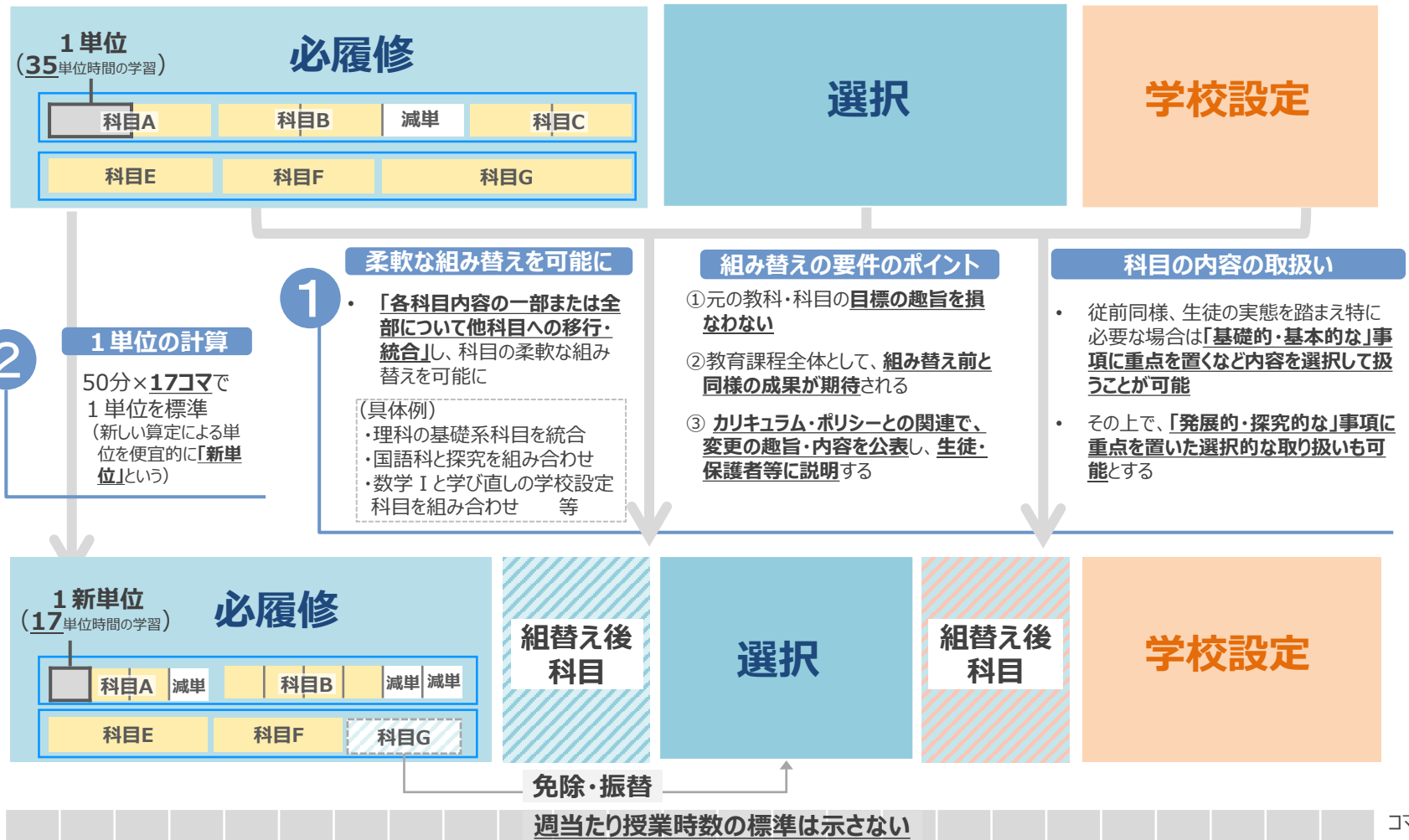


高等学校の教育課程の柔軟化の仕組みの方向性（イメージ）

補足イメージ③

（過当たり授業コマ数）

1 2 3 ... 28 29 30 コマ



3 減単の考え方

- 「一定の限度の下で減単可」という考え方が基本
- 現在減単できない標準が**2単位の必修修科目**についても、**1新単位の範囲内で減単を認める**
- 各必修修「教科」に係る科目の履修単位数の合計が**3新単位以下となる減単は不可**
 （公共、芸術（音楽Ⅰ or 美術Ⅰ or 工芸Ⅰ or 書道Ⅰ）、情報Ⅰ、家庭基礎）

4 科目の履修免除の要件のポイント

- ①社会的信頼性が確立した外部試験により、**免除科目の知識・技能の習得が概ね判断可能**
- ②振替科目等の履修により、免除科目の資質・能力を**発展的に育成可能で、総合的な代替性**がある
- ③**生徒の実態・希望を踏まえ、資質・能力の育成に大きく上回る成果が期待**できる

履修免除の対象科目

- 外国語・数学を対象に**制度運用**を開始していくことを念頭に検討
- 具体的な外部試験の種類や、履修免除に必要な級の水準等については、外国語WG及び算数・数学WGにおいて議論

6 必要な改善・質確保のための仕組み

これらの仕組みの**不適切な運用を防ぎ**、国・都道府県等・各学校が必要に応じて**改善を図り、質を確保できるようにそれぞれの役割を整理**（補足イメージ②参照）

参考資料



具体的な方向性と論点①

令和 7 年 9 月 2 5 日
教育課程企画特別部会
論 点 整 理 P 3 8

1. 教科・科目の柔軟な組み替え（特例校制度の一般化）

- 必修修を含む科目の履修の一部又は全部を、一定の要件の下、同一教科の他科目や学校設定科目等で取り扱うことを可能とすべき

イメージ例

- ① 必修修科目と関連する選択科目を組み合わせた科目を創設
例) 化学基礎と化学を一つの科目として複数年で履修
- ② 選択科目の中で、必修修科目の一部を取り扱う
例) 数学Ⅱの中で数学Ⅰの一部の内容を一体的に扱う
- ③ 学校設定科目の中で、必修修科目の一部を取り扱う
例) データサイエンスで探究を行う学校設定科目で情報Ⅰの内容を扱う

【上記のように考えた場合の諸論点】

- ① 「一定の要件」について、例えば、元の科目の目標の趣旨を損なわない範囲内で、基礎的・基本的な事項に重点を置く（※）など内容を選択可能とするかどうか、科目の内容面の取扱いを整理すべき。その際、例えば、探究的な学びに重点を置くなど、一層柔軟な取扱いをする場合の要件も検討すべき

（※）現在でも、特に必要がある場合には、目標の趣旨を損なわない範囲内で、各教科・科目の内容に関する事項について、基礎的・基本的な事項に重点を置くなどその内容を適切に選択して指導可能

- ② 組み替え先科目等の単位数の在り方を検討すべき。その際、複数科目を一体的に指導する場合、履修単位数を標準より減らすことも可能とすべき
- ③ こうした柔軟な取組を後押しするため「卒業までに修得させる単位数に含められる学校設定科目等に係る修得単位数を増やすことの適否、増やす場合の上限」を検討すべき（現行は20単位まで）

※こうした仕組みを活用した科目を設定する場合には、科目の履修順を柔軟に取り扱うことを可能とする方向で検討

2. 標準単位数の細分化による教育課程

- 単位計算を学習量を変えずに細分化（現行の74単位を分割し148単位とする）して、学期ごとの単位認定を容易にし、きめ細かく増単・減単が可能となるよう検討すべき

※ 数学Ⅰを例とする場合、現行制度上、標準単位数が3単位であり、2単位に減単する際には3分の1の刻みでの調整しかできない。細分化した場合には、標準単位数を6単位とした上で、6分の1の刻みで5単位に減単するといった、きめ細かな調整が可能。増単する際にも、7単位といった刻みで調整が可能

3. 標準単位数の細分履修の柔軟化

- 生徒の学校生活に余白を生み、個々の進路希望や心身の状態などに応じて柔軟な学習や活動ができるようにする観点から、過当たり授業時数の標準（週30コマ）について、示さないこととする方向で検討すべき



4. 科目の履修を免除する仕組みの創設

- 入学時点で高度な外国語の運用能力を有していることが外部試験で明らかな場合など、社会的信頼性が確立している基準により、特定の必履修教科・科目について既にその内容を十分に修得していると判断できる生徒が在籍する場合には、一定の要件の下、各学校や教育委員会の判断により、当該教科・科目の履修を免除可能とする仕組みを整えるべき

【上記のように考えた場合の諸論点】

- ① 履修を免除する場合、別の学習をもって当該科目の履修に替えることとする方向で検討すべき。その際、例えば以下の例など履修の振り替え先について整理すべき
 - 当該科目の属する教科の上位科目
 - 学校設定科目
 - 学校外学修の単位認定の履修に替えることを認めてはどうか（例えばCEFRB2相当の生徒は英語コミュⅠを免除し英コミュⅢや学校設定科目の履修を可能とする、CEFRC1以上の生徒は大学の講義等の単位認定で替えるなど）
- ② 上記のような例も含め、どの必履修教科・科目でどのような生徒を対象とするかについて、関係団体からのヒアリングも踏まえつつ、学校が過度な負担なく適切な判断ができるよう一定の整理をすべき
- ③ 習熟度別の学習集団編成や単位制高校における取組例も踏まえつつ、実際に実施する場合の運用上の工夫の在り方を整理をすべき

5. 適切な運用を確保するための方策など

- 1～4の仕組みにより、多様な高校が柔軟な教育課程編成を進められるようにするに当たり、以下のような例を含め、不適切な運用を防ぐための方策を検討すべき
 - 保護者や児童生徒への説明責任の観点から、スクール・ポリシー（※）への明記を求める
 - 科目の本質的意義に照らして適当と言えない運用（例：歴史総合を日本史・世界史に分割するなど）や、大学入試対策に過度に傾倒した運用を防ぐ都道府県教育委員会等の適切な指導助言
 - 国による教育課程編成状況の把握
 - 研究開発学校等による先行的な事例の創出・展開

（※）高等学校教育の入学選抜時から卒業時までの教育活動を一貫した体系的なものとして構築し、教育活動の継続性を担保するために校長のリーダーシップの下作成する3つの方針

- ① 育成を目指す資質・能力に関する方針（「グラデュエーション・ポリシー」）
- ② 教育課程の編成及び実施に関する方針（「カリキュラム・ポリシー」）
- ③ 入学者の受入れに関する方針（「アドミッション・ポリシー」）

以上1～5の仕組みが相まって、全・定・通の相互乗り入れ、学年による教育課程の区分を設けない単位制高校への移行、高校間での単位互換や地域留学、産業界と連携したカリキュラム開発、高等教育機関と連携した単位認定等が一層実施しやすくなる方向で検討すべき

高等学校共通教科の履修順や単位数（現行制度）

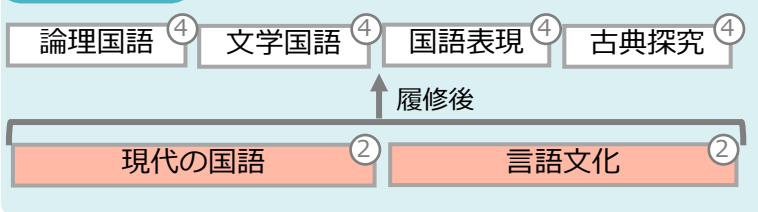
- 高等学校については、学年の区分を設けないことができる（単位制高校）ほか、修業年限を4年としている高等学校（定時制など）もあることから、各教科・科目において学習する年次を原則として示していないが、教科の学習内容の体系性等を踏まえ、科目の履修順等を示している場合がある。
- 教科の系統性を確保する役割を果たす一方、基礎科目を履修しないと発展科目を履修できないことから、入学年次の教育課程が過密になりがちであることや、カリキュラム・マネジメントの自由度を狭めている、学習内容の習熟の早い子供・遅い子供を広く受け止める教育課程編成がしにくいといった課題もある。

高等学校学習指導要領（平成30年告示）第1章 総則

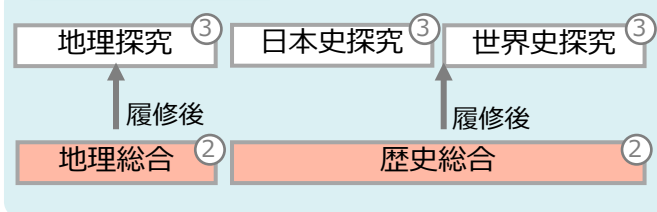
第2款 3(5) 各教科・科目等の内容等の取扱い

イ 第2章以下に示す各教科・科目及び特別活動の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。

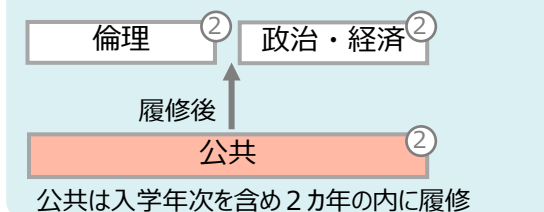
国語科



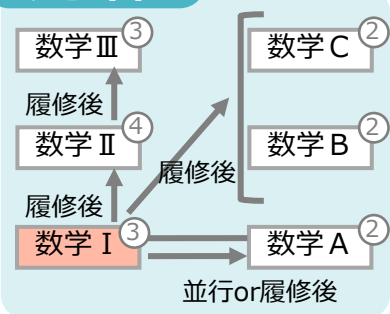
地理歴史科



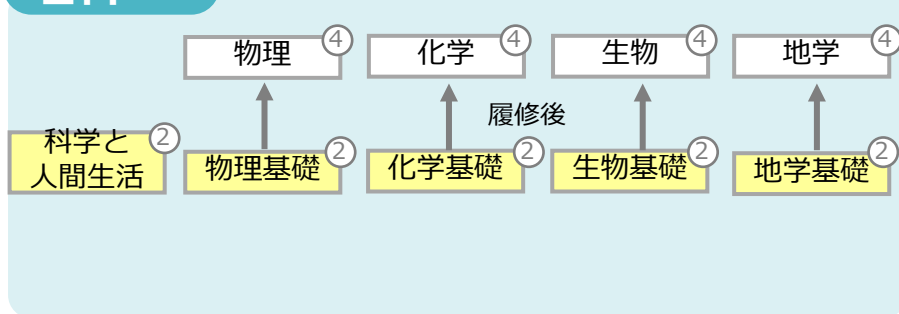
公民科



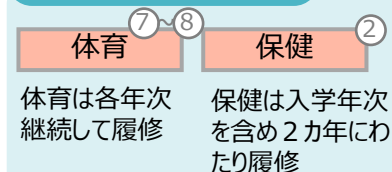
数学科



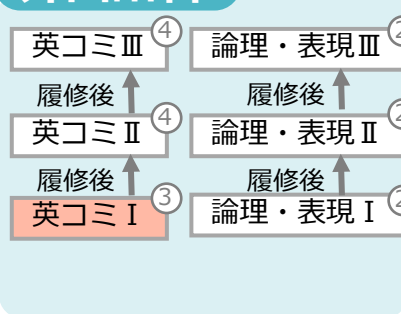
理科



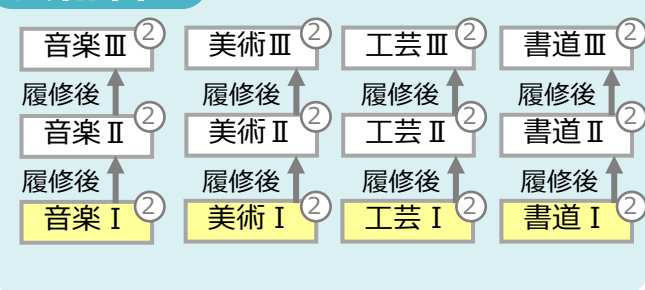
保健体育科



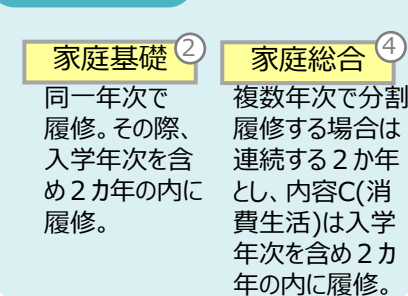
外国語科



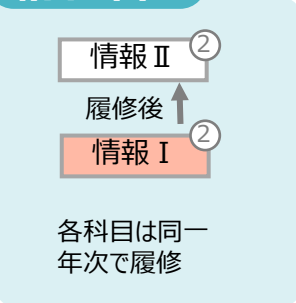
芸術科



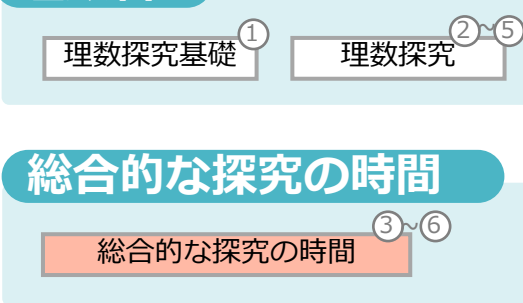
家庭科



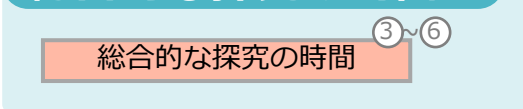
情報科



理数科



総合的な探究の時間



- …共通 必履修
- …選択 必履修
- …標準 単位数

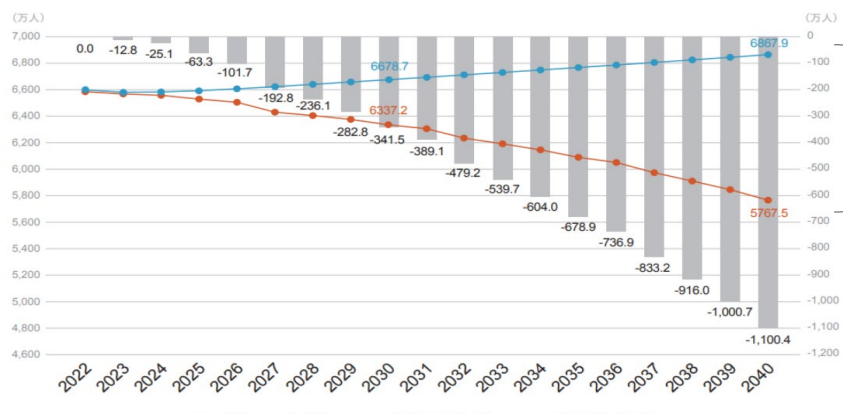
少子化×AI時代を生き抜くためのDX人材育成の重要性

- 深刻な少子化等により、**2040年には生産年齢人口が約1,100万人不足**するとの予測がある。また生成AI・ロボットによる自動化等の影響で、**事務、販売、サービスなどの従事者に約300万人の余剰が生じる一方、専門的・技術的職業のうちAI・ロボット等の活用を担う人材が約326万人不足**というミスマッチの可能性が指摘されている
- また、現場人材が就業人口の約6割(※1)を占める我が国においては、労働生産性の向上に資する**アドバンスト・エッセンシャルワーカーや、イノベーションを創出する人材の育成**を図ることが不可欠(※2)。すべての子供たちの**情報活用能力の抜本的向上**を図ることが、地方経済の維持・担い手不足の解消を含めた、**我が国の持続的成長を支えるための打ち手**となるのではないか

※1 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版(令和7年6月13日)

※2 ※1中で策定された「産業人材育成プラン」等において、アドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成が我が国の政策課題であることが明記されている

1. 労働需給シミュレーション

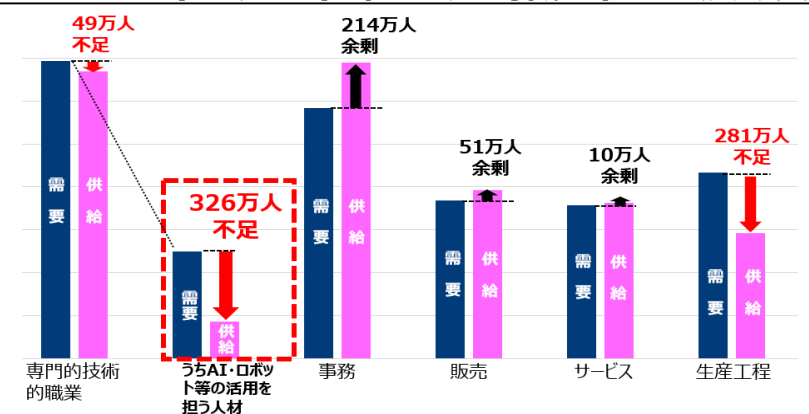


労働需給
ギャップ:
1,100万人
(2040年)

【出典】リクルートワークス研究所 Works Report 2023 「未来予測 2040 労働供給制約社会がやってくる」P.4

【出所】令和6年11月26日 経済財政諮問会議 富山和彦氏提出資料

2. 2040年の人材需給予測(職種間のミスマッチ)



※「2040年の産業構造・就業構造推計について」(2025年5月 経済財政諮問会議議長経産省大臣提出資料)を元に文部科学省で作成(労働需要:新機械ケース、労働供給:現在のトレンドの延長)

(参考) 汎用人工知能 (Artificial General Intelligence : AGI)

- AIは今後、AGIに発展し、ますます社会経済活動に浸透するという見方も

OpenAIは2024年7月、汎用人工知能 (AGI) の実現に向けた進捗状況を示す5段階のロードマップを発表。報道によれば、OpenAIのサム・アルトマンCEOは今後10年程度でレベル5に達すると推測。

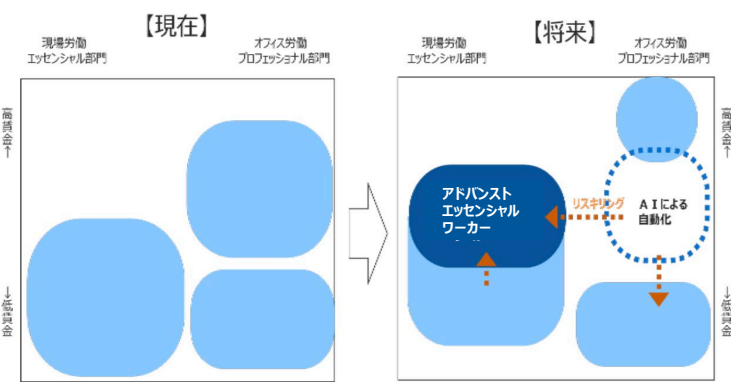
レベル	名称	説明
1	Chatbots (対話型 AI)	現行の ChatGPT のような、自然な対話ができる AI
2	Reasoners (推論型 AI)	高度な論理的推論を用いて複雑な課題を解決できる AI
3	Agents (自律型 AI)	ユーザに代わって自律的にタスクを遂行し、意思決定ができる AI
4	Innovators (イノベーション型 AI)	問題解決に加え、新しいアイデアや解決策を生み出すことができる AI
5	Organizations (組織型 AI)	意思決定、管理、運用実行等、組織全体の作業が行える AI

【出所】総務省「令和7年版 情報通信白書」を基に作成

3. AI時代の労働シフト

アドバンスト・エッセンシャルワーカー
(デジタル技術等も活用して現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー) :

AI時代のホワイトカラー余剰と現場労働の不足のミスマッチ拡大が見込まれる中、アドバンスト・エッセンシャルワーカーの創出が我が国の強みである**現場力・品質力の維持や付加価値労働生産性向上の切り札**となり得る



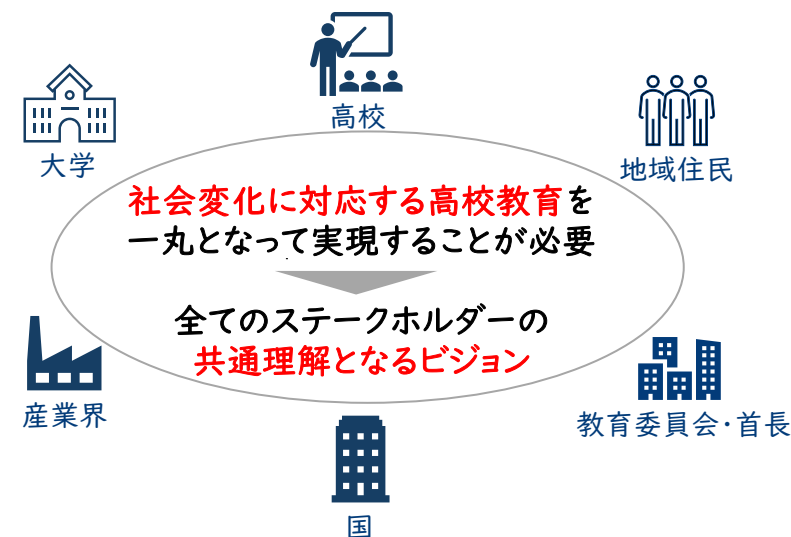
【出典】令和6年11月26日 経済財政諮問会議 山田久氏提出資料

高校教育改革に関する基本方針(グランドデザイン)【概要】 ～2040年に向けた「N-E.X.T.(ネクスト)ハイスクール構想」～

New Education, New Excellence, New Transformation of High Schools

1. グランドデザインの背景・必要性

- ✓ AIの実装などデジタル技術の目まぐるしい発展
2040年には、**少子高齢化、生産年齢人口の減少、地方の過疎化**が一層深刻化
→現在の人材供給トレンドが続けば、**労働力需給ギャップ**が発生
(事務職は余剰、**AI・ロボット関係、いわゆる理系人材は不足**)
- ✓ 将来を正確に予測することは難しく、どのような未来が訪れるか分からない
→生徒それぞれの**多様な個性やニーズ、興味・関心に応じた学びを生かした自己実現**を支え、**生徒の可能性を広げ能力を伸ばす**
→全ての高校生が**家庭の経済状況等に左右されることなく**、希望する大学等への進学や就職等をし、それが**個人の幸福**につながり、ひいては、**我が国の経済・社会の基盤を強いもの**としていくことにつながる



2. 高校改革の方向性～2040年に向けた高校の姿～

視点1 不確実な時代を自立して生きていく
主権者として、AIに代替されない能力や個性の伸長

-  **学びの在り方の転換**
(New Transformation)
- ✓ リアルとデジタルの良さを組み合わせつつ、**「好き」を育み、「得意」を伸ばす機会を確保**し、生徒の実態を踏まえた柔軟な教育課程の実現
 - ✓ スクール・ミッション、**スクール・ポリシー**を踏まえた**教育活動の改善、公表**
 - ✓ **高校教育と一貫した大学教育改革**(主体的・自律的な学修のための環境構築、出口における質保証等)

視点2 我が国や地域の経済・社会の発展を
支える人材育成

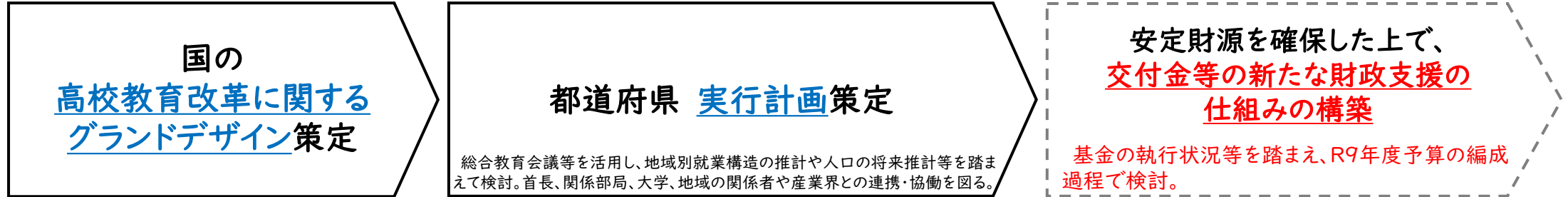
-  **最先端を学ぶ高校の特色化・魅力化**
(New Excellence)
- ✓ **探究・文理横断・実践的な学び**、STEAM教育、産業界と協働した専門高校の学びの充実
→ **理数・文系的素養やAIを使いこなす力**を身に付け、社会で活躍するロールモデルを体感
 - ✓ 各高校の特色化・魅力化
→ 学科構成の見直し、**専門高校の機能強化・高度化**、グローバル人材の育成
→ **「普通科」の在り方の転換、即戦力の人材と進学を見据えた高度専門職人材の育成**

視点3 一人一人の多様な学習ニーズに対応した
教育機会・アクセスの確保

-  **学ぶ機会・アクセスの確保**
(New Education)
- ✓ **全国どこにいても多様で質の高い学び**を保障し、地方の生徒はもとより誰一人取り残されず、全ての生徒の可能性を最大限引き出す
(**地理的アクセスの確保**、都道府県の実情等に応じた**学校配置・規模の適正化**、小規模校を含む**遠隔授業**等の推進)
 - ✓ 通信制高校の**教育の質の確保・向上**
 - ✓ **不登校生徒への学習支援、特別支援教育や日本語指導**が必要な生徒への教育の充実

3つの視点を重視しながら、更なる高校改革を進め、N-E.X.T.ハイスクール構想を実現する。
高校から大学・大学院に至るまでの一貫した改革により、強い経済や地域社会の基盤となる人材を育成する。

3. N-E.X.T.ハイスクール構想の中核となる高校支援



※交付金等の構築に先立ち、高校教育改革のための基金を都道府県に造成し、N-E.X.T.ハイスクール構想の実現のため
に、パイロットケースとして先導的な学びの在り方を構築する高校（改革先導拠点）を創設。

新しい学校のイメージや取組例

専門高校の機能強化・高度化
(アドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成等)

(学校のイメージ)
地域発のイノベーションを興すことのできる人材
等の育成を目指し、理論と実践の往還によるカリ
キュラムの実施等に取り組み、必要な施設設備
の高度化が図られた学校

(取組例)
✓ ビジネス経験の必修化
✓ ものづくりから流通まで一体的な学びの実践
✓ 「高校版企業寄附講座」等の実践やそれを前
提とした進学・就職機会の確保

普通科改革を通じた高校の特色化・魅力化
(文理の双方の素養を有する人材の育成等)

(学校のイメージ)
文理にとらわれない幅広い教養等を備えた新し
い価値を創造する人材等の育成を目指し、実社
会につながる生きた授業の実践等に取り組み、
必要な施設設備の高度化が図られた学校

(取組例)
✓ 実社会につながる生きた授業の実践
✓ 高度実験環境を核とする理数探究拠点整備
✓ 探究型授業研修の充実による教師のスキル
向上、探究伴走支援専門チームの構築

地理的アクセス・多様な学びの確保

(学校のイメージ)
学校の枠を超えて多様な人々と協働し、社会の
課題を主体的に探究・解決できる人材等の育成
を目指し、柔軟で質の高い学びの実践等に取り
組み、必要な施設設備の高度化が図られた学校

(取組例)
✓ 学校間連携や遠隔授業等を活用した教育機
会の確保
✓ 学校と地域の関係機関の連携・協働の強化
による学習環境の提供
✓ 他の学校種との連携の充実

これらの取組の一環として、留学支援を含むグローバル人材育成支援や、学校と地域が連携・協働した学力向上・学習支援などについて取り組む。

2040年までに達成を目指す目標

【職業教育の高度化・魅力の強化関係】	【普通科の在り方の転換・魅力の強化関係】	【多様な学びの確保関係】
・地域の産業界等と連携・協働した取組を行う専門高校：100%	・文理横断的な学びに取り組む普通科高校：100%	・学びの状況に関する生徒の肯定的な評価の向上
・少子化傾向においても専門高校の生徒数を現在と同水準	・普通科でいわゆる文系と理系の生徒の割合：同程度	・高校卒業段階の進路未決定者の割合の半減

高等学校教育改革促進基金の創設 ～N-E.X.T.（ネクスト）ハイスクール※構想～

令和7年度補正予算額

2,955億円



※N-E.X.T.（ネクスト）ハイスクールとは、New Education, New Excellence, New Transformation of High Schools の略である。

「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日 閣議決定） 抜粋

第2章 「強い日本経済実現」に向けた具体的施策 第1節 生活の安全保障・物価高への対応 （6）公教育の再生・教育無償化への対応 （教育無償化への対応）

いわゆる高校無償化と併せて公立高校や専門高校等への支援の拡充を図るため、政党間の合意に基づき、安定財源を確保した上で、交付金等の新たな財政支援の仕組みを構築することを前提に、国から2025年度中に提示される「高校教育改革に関するグランドデザイン2040（仮称）」に沿った**緊要性のある取組等について、都道府県に造成する基金等により先行的に支援する。**

課題

- 2040年には、産業構造や社会システムの変化を踏まえた労働力需給ギャップにより、**地域の経済社会を支えるエッセンシャルワーカーの圧倒的不足、いわゆる理系人材の不足が懸念される**ところであり、**産業イノベーション人材の育成が重要。**
- 少子高齢化、生産年齢人口の減少、地方の過疎化が一層深刻化（2040年には高校1年生が約36%減少）。現状でも約64%の市区町村において公立高校の立地が0又は1であることなどを踏まえ、**地理的アクセスを踏まえた多様な学びの確保が重要。**

①産業イノベーション人材育成等に資する高等学校教育改革促進事業 令和7年度補正予算額 2,950億円 支援期間：3年程度

各都道府県に基金を設置し、類型に応じた

高校教育改革を先導する拠点のパイロットケースを創出し、取組・成果を域内の高校に普及する。

アドバンスト・エッセンシャルワーカー等 育成支援

- 地域産業や社会・生活基盤を支える分野において、新技術を活用し、生産性の向上・高付加価値化の実現が求められている。
- 技術革新のスピードが加速する時代に適した**課題解決能力の獲得**に向け、**探究的・実践的な学びの積み重ねや深まりのある学び**を実現する。

理数系人材育成支援

- 未来成長分野においては、理系高等教育への進学者の割合の増加、高等教育での実践的な教育が求められている。
- 先進的な新たな知を生み出す力を育成するため、**理数的素養を身に付けつつ**、自ら問いを立て、解決する研究を行う高等教育を見据えた**文理融合の学び**を実現する。

多様な学習ニーズに対応した 教育機会の確保

- 少子化への対応においては、生徒の地理的アクセスの確保を図ることに留意しつつ、多様な人間関係の中で得られる学びを踏まえれば、**一定の生徒数の規模を確保した学びを提供することが必要。**
- 人口減少地域に、魅力ある学びの選択肢を増やすため、**地域の教育資源を活かした学びや遠隔授業を活用した学び**の提供を実現する。

改革先導校の類型

取組 内容例

学ぶ意欲のある高校生が、家庭の経済状況に左右されることなく、学習習慣の定着、学習時間の増加、学びへ向かう姿勢の確立ができるよう、放課後等を活用し、**学校と地域の連携による学力向上・学習支援のための取組**、探究活動の深化による**多様な進路に向けた支援**を行う。

- ・ 学科・コースの再編、学校設定科目の新設
- ・ 域内の教育環境向上に貢献する取組（遠隔授業、教員研修拠点等）
- ・ 高等教育機関・地域・産業界と連携、外部人材の登用
- ・ グローバル人材育成に向けた留学の派遣・受入に係る環境構築

②高等学校教育改革加速に係る伴走支援事業 令和7年度補正予算額 5億円

改革先導拠点の着実な実施にあたり、都道府県の進捗の確認・評価を行うとともに、類型ごとに、ノウハウの共有・専門家による支援を行う。

対象

- ①都道府県
- ②民間

補助率 等

①10分の10

補助 対象経費

- ①改革先導拠点の創出に係る経費（人件費、旅費、謝金、設備・施設整備費等）
- ②高校教育改革加速に係る伴走経費（人件費、旅費、謝金、備品・消耗品費等）

事業スキーム

文部科学省

基金造成経費を交付

都道府県

※都道府県事務費も措置

（担当：初等中等教育局参事官（高等学校担当）付）

教育課程特例校制度

教育課程特例校とは

文部科学大臣が、学校教育法施行規則第55条の2等に基づき指定する学校において、学校又は地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するための特別の教育課程を編成することを認める制度。 ※予算措置なし

指定の要件

- 学習指導要領等において全ての児童又は生徒に履修させる内容として定められている内容事項が、特別の教育課程において適切に取り扱われていること。
- 総授業時数が確保されていること。
- 児童又は生徒の発達の段階並びに各教科等の特性に応じた内容の系統性及び体系性に配慮がなされていること。
- 保護者の経済的負担への配慮その他の義務教育における機会均等の観点から適切な配慮がなされていること。
- 児童又は生徒の転出入に対する配慮等の教育上必要な配慮がなされていること。

指定の状況（令和7年4月現在）

指定されている管理機関数： 236件

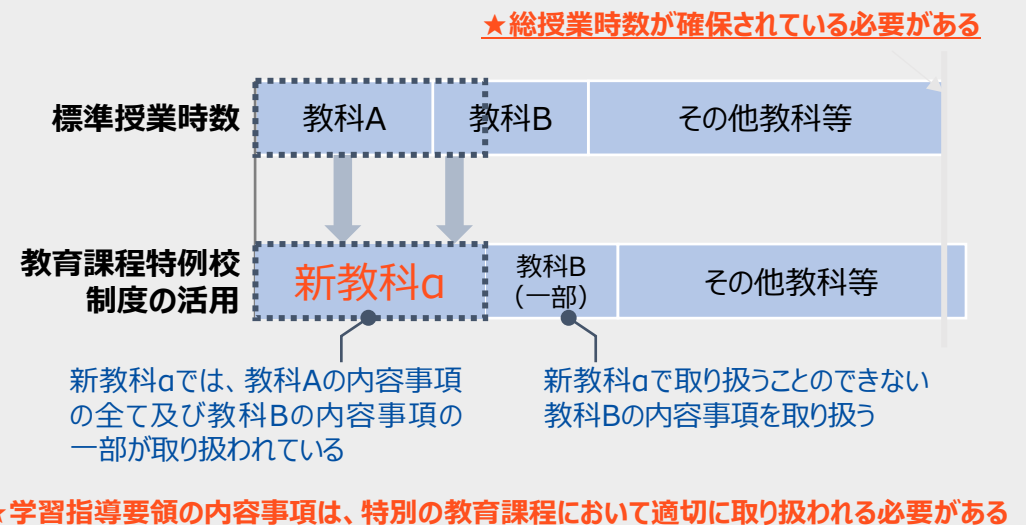
指定されている学校数： 1,915校



【主な取組内容】

- 学校や地域の実態に照らした新教科等の設定
(例) 北海道羅臼町：理科、生活科、総合的な学習の時間等を削減し、新教科「知床学」を設定
(例) 信州大学教育学部附属松本小学校：1～2 学年の既存の各教科をすべて統合・再整理し、「ことば」「かがく」「くらし」「ひょうげん」の4つの領域を新設
- 既存教科を英語で実施（イメージン教育）
(例) 私立西大和学園中学校・高等学校：音楽・体育の一部を英語で実施
- 学校段階間の連携による教育
(例) 東京都立川市：特別活動や総合的な学習の時間等を削減し設定した新教科「立川市民科」により、小・中学校が連携した学習活動を実施

教育課程特例校における授業時数のイメージ



授業時数特例校制度

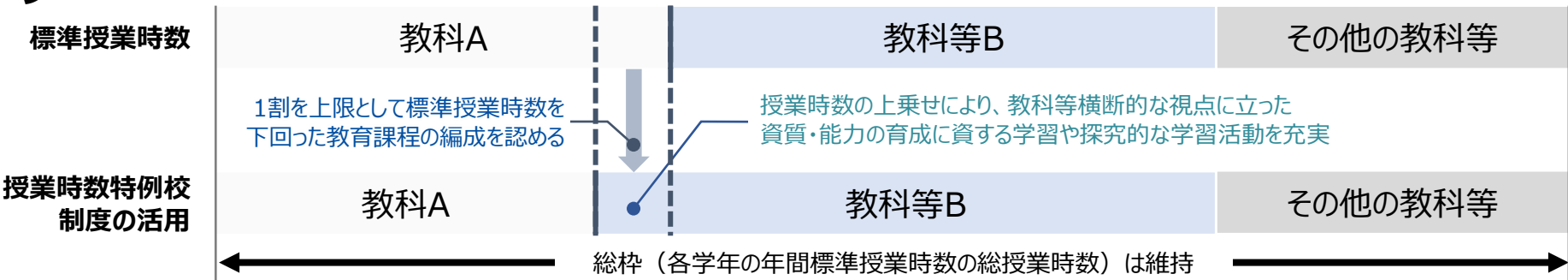
制度概要

- 義務教育段階において、学年ごとに定められた各教科等の授業時数について、**総枠としての授業時数**（各学年の年間の標準授業時数の総授業時数）は**維持した上で、1割を上限として各教科（※1）の標準授業時数を下回った教育課程の編成を特例的に認める制度**。
- 下回ったことによって生じた授業時数を**別の教科等の授業時数に上乗せ**することで、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成（※2）や探究的な学習活動の充実に資する教育課程編成の一層の推進を図る。
- 令和3年7月に制度創設し、令和4年4月から実施。**

（※1）音楽（中学校第2,3学年）、美術（中学校第2,3学年）、技術・家庭、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動を除く。

（※2）学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）の育成や、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成（伝統文化教育、主権者教育、消費者教育、法教育、知的財産教育、郷土・地域教育、海洋教育、環境教育、放射線教育、生命の尊重に関する教育、健康教育、食育、安全教育の充実など）が考えられる。

イメージ



学校の指定（学校教育法施行規則第55条の2、平成20年文部科学省告示第30号）

文部科学大臣が、以下の要件等を満たす学校を指定する。

（指定の要件）

- 学習指導要領の内容事項が適切に取り扱われていること。
- 各学年の年間の標準授業時数の総授業時数が確保されていること。
- 児童生徒の発達の段階、各教科等の特性に応じた内容の系統性・体系的に配慮がなされていること。
- 保護者の経済的負担など、義務教育の機会均等の観点から適切な配慮がなされていること。
- 児童生徒の転出入など、教育上必要な配慮がなされていること。

指定の状況（令和7年4月現在）

指定されている管理機関数：41件

指定されている学校数：182校



主な取組内容	
渋谷区 （全小学校）	探究的な学習活動の充実のため、総合的な学習の時間の授業時数を増加し、午前に各教科の学習、午後に子どもの主体性を重視した探究を実施するカリキュラムを編成。
京都府京都市 （義務教育学校）	伝統文化教育等の充実のため、音楽科の授業時数を増加。
宮崎県宮崎市 （中学校）	環境教育、食育、STEAM教育等の充実のため、総合的な学習の時間の授業時数を増加。
私立星美学園 （小学校）	国際的・平和的な世界の担い手教育の充実等のため、生活、外国語活動、総合的な学習の時間等の授業時数を増加。

目的

- 先進的な理数系教育や、文理融合領域に関する研究開発を実施している高等学校等を、「スーパーサイエンスハイスクール（SSH）」に指定し支援することを通じて、**将来のイノベーションの創出を担う科学技術人材の育成**を図る。
- 高等学校等の理数系の教育課程の改善に資する、実証的資料を得る（学習指導要領の枠を超えた教育課程の編成を可能に）。

事業概要

<SSHとしての指定>

【基礎枠】

- 令和8年度指定校数：
229校程度（うち認定枠：22校）
（うち新規：27校（うち認定枠：5校））
- 指定期間：各期原則5年
- 支援額：6百万円～12百万円/年
- 類型
- <基礎枠> 自然科学を主とする先進的な理数系教育に関する研究開発を実施。
- <文理融合基礎枠> 社会の諸課題に対応するため、自然科学の「知」と人文・社会科学の「知」との融合による「総合知」を創出・活用した先進的な理数系教育に関する研究開発を実施。

<SSH指定校への追加支援>

【重点枠】

- 令和8年度重点枠数：
13校+1コンソーシアム程度（うち新規：2校程度）
- 指定期間：最長5年
- 支援額：10～13百万円/年
- 類型
- <広域連携> SSHで培った成果等を広域に普及することにより、地域全体の理数系教育の質を向上。
- <海外連携> 海外の研究機関等と連携関係を構築し国際性の涵養を図るとともに、将来、言語や文化の違いを越えて共同研究ができる人材を育成。
- <革新共創> 社会問題・地域課題について、文理横断的な領域も含めた科学的な課題研究を行い、新たな価値の創造を志向する人材を育成（アントレプレナーシップ教育等）。

【重点配分】※令和9年度からの事業改革に向けた先行的・試行的実施

- 令和8年度採択数：4校程度（新規）
 - 指定期間：5年
 - 支援額：1.5～5.5百万円/年
- 人材育成戦略等に応じて、指定校が取組を一層高度化させるための追加的な支援を実施。

【認定枠向け加速支援】※令和9年度からの事業改革の一部先行実施

- 令和8年度採択数：4校程度（新規）
 - 支援額：3百万円/年
- 取組の更なる高度化に向け、追加の研究開発等を支援。

支援内容

- 学習指導要領の枠を超え、理数を重視した教育課程の編成
- 国内外の高校・大学等との連携、課題研究の実施等に係る費用（旅費、物品費、等）の支援

<管理機関への追加支援>

【SSHコーディネーター】

- 令和8年度配置数：
20機関程度
- 支援額：6.6百万円/年
- 令和5年度より開始

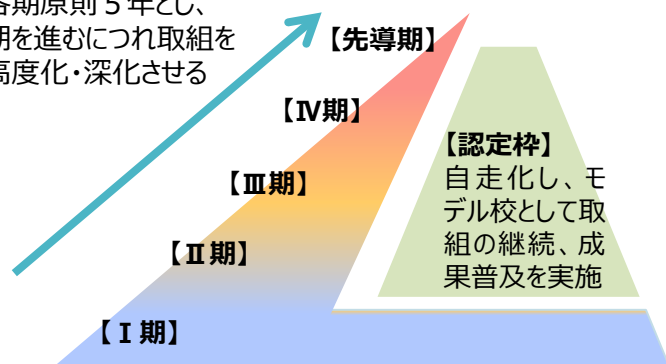
以下目的を達成するため希望するSSH指定校の管理機関（教育委員会等）に「SSHコーディネーター」を配置

- SSH指定校や地域の探究・理数系教育の充実
- 域内外の学校への成果普及
- 外部機関との連携を推進
- SSH指定校の自走化

成果

- 研究者をはじめとするSSH卒業生が、国内外で活躍
- 学習指導要領改訂（科目「理数探究基礎」「理数探究」の新設）
- 科学技術への興味・関心や姿勢の向上、理数系への進路選択
- 国際科学技術コンテスト等での活躍

各期原則5年とし、期を進むにつれ取組を高度化・深化させる



事業概要

Society5.0をリードし、SDGsの達成を牽引するイノベティブなグローバル人材育成のリーディング・プロジェクトとして、国内外の大学等との連携により文理横断的な知を結集し、社会課題の解決に向けた探究的な学びを通じた高校教育改革や大学の学びの先取り履修等を通じた高大接続改革を推進する。

- ◆ 高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等とが協働し、高校生が主体となり、海外をフィールドにグローバルな社会課題の解決に向けた探究的な学びを実現するカリキュラムを開発。
- ◆ これまで訪問できなかった国の高校生や大学生等とのオンライン海外フィールドワークなど、世界規模で生じた豊かなオンライン環境を駆使したカリキュラム開発。
- ◆ 大学等と連携した大学教育の先取り履修（カリキュラム開発）により、高度かつ多様な科目等の学習プログラム／コースを開発。
- ◆ コロナ禍の影響で限定的となった、海外の連携校等への短期・長期留学、海外研修や、海外の連携校等からの外国人留学生と日本人高校生とが一緒に履修する英語等による授業、探究活動等を重点的に実施。
- ◆ 学習を希望する高校生へ高度な学びを提供するため、拠点校間及び関係機関との連携の上、個別最適な学習環境を構築。
- ◆ イノベティブなグローバル人材育成に関心のある高校がグローバルな課題探究成果を共有するためのミニフォーラムの開催。

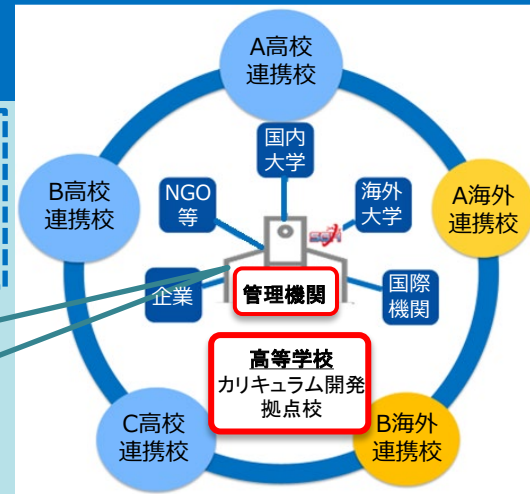
AL（アドバンスド・ラーニング）ネットワーク イメージ図

ALネットワーク

海外フィールドワークや国際会議の開催等により、プロジェクトが効果的に機能するよう国内外の連携機関とのネットワークを形成

管理機関

高等学校と連携機関をつなぎ、カリキュラムを研究開発する人材（カリキュラム・アドバイザー）等の配置



WWLコンソーシアム

高校や国の枠を超えて、高校生に高度な学びを提供するAL（アドバンスド・ラーニング）ネットワークを形成した拠点校を全国に配置し、WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築へとつなげる。

対象校種

国公立の高等学校及び中高一貫教育校

委託先

管理機関（都道府県・市町村教育委員会、国公立大学法人、学校法人）等

箇所数 単価 期間

- カリキュラム開発：3拠点（継続）
790万円程度／拠点・年、原則3年
- グローバル人材育成の強化：8拠点（継続）
500万円程度／拠点・年、原則3年
①アウトバウンド型（海外留学等を重点的に実施）
②インバウンド型（留学生受入等を重点的に実施）
- 個別最適な学習環境の構築：1拠点（継続）
590万円程度／拠点・年、原則3年

委託 対象経費

- カリキュラム開発に必要な経費
（海外研修旅費、謝金、借損料、国際会議経費等）
- グローバル人材育成の強化に必要な経費
（海外連携校との調整に必要な経費、英語等による授業の実施に必要な経費等）
- 個別最適な学習環境の構築に必要な経費
（連携交渉旅費、謝金、ウェブサイト構築経費、委員会経費等）

国際バカロレア（IB）校における教育カリキュラム編成

■ 学習指導要領との対応関係の確保に向けた取組

- 1条校でのIB導入にあたっては、**学習指導要領とIBの内容を両方とも無理なく確実に学べるよう**に工夫が必要。
- 平成27年文部科学省告示第127号（以下「告示」という。）において、国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校における教育課程の基準の特例を定めている。

■ 制度概要

高等学校卒業に必要な単位数 = **74単位**

必修科目 (標準単位数：38～44)	必修科目以外 (標準単位数：36～)
✓ 以下の3要件を満たす場合、告示に規定する科目について 高等学校学習指導要領との読み替えが可能。 1. 高等学校学習指導要領に定める内容事項が適切に取り扱われていること。 2. 生徒の発達の段階並びに内容の系統性及び体系性に配慮がなされていること。 3. その他、生徒の転出入に対する配慮等の教育上必要な配慮がなされていること。	✓ IB科目を学校設定科目として置いた場合、36単位まで卒業単位に算入可（通常は20単位）。 ⇒必修科目で減単を行わなければ、必修科目以外の全ての卒業単位をIB科目から算入可。

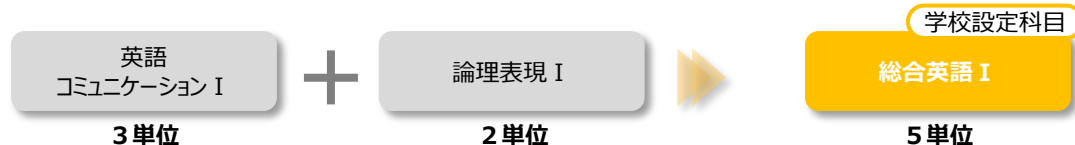
- ✓ 国語以外の科目等を、英語で指導することが可能。
- ✓ 告示に規定のないIB科目で学習指導要領の必修科目との対応関係を求める場合、教育課程特例校の制度が活用可能。

特例を活用して柔軟な教育課程を実現している事例

1 東京都立国際高等学校

教育課程特例校

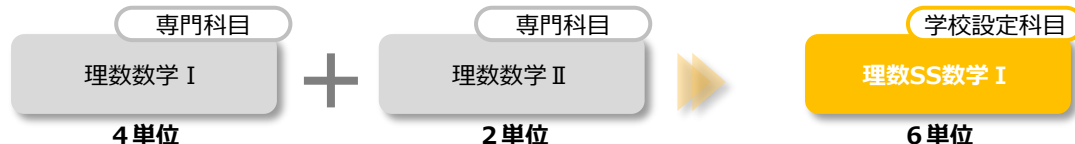
通常の英語コミュニケーションの授業内容に加え、ネイティブ教員と洋書を読む授業等を通して「読む・書く・聞く・話す」の4技能をより高いレベルで総合的に鍛えるため、「英語コミュニケーションⅠ」（3単位）と「論理表現Ⅰ」（2単位）を統合して学校設定科目「総合英語Ⅰ」（5単位）を設置。



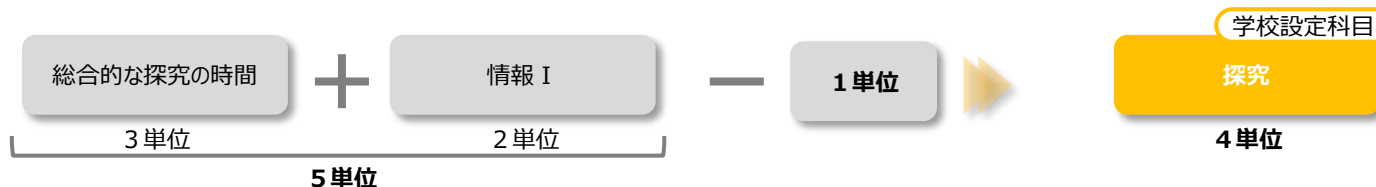
2 滋賀県立膳所高等学校

SSH

物理・化学・生物・数学に関する高度で先進的な内容を扱う授業実践に取り組むため、理数科において「理数数学Ⅰ」（4単位）と「理数数学Ⅱ」（2単位）を統合して学校設定科目「理数SS数学Ⅰ」（6単位）を設置。



「情報Ⅰ」での学習事項を、探究活動で必要となる時期と対応させながら、「課題設定能力」「問題解決能力」「ディスカッション・プレゼンテーション能力」を育成する趣旨で、理数科において「総合的な探究の時間」（3単位）と「情報Ⅰ」（2単位）を組み合わせる「探究」（4単位）を設置。



3 山形県立東桜学館高等学校

SSH

教科・科目横断型の融合教科「SS」の実践を通して、科学技術人材としての思考力・判断力・表現力や科学的リテラシーの育成に取り組むため、「物理基礎」（2単位）と「生物基礎」（2単位）を統合して学校選択科目「SS自然科学基礎Ⅰ」（4単位）を設置。同様の趣旨で、「保健」（1単位）と「家庭基礎」（1単位）を統合して学校選択科目「SS健康科学」（2単位）を設置。



特例を活用して柔軟な教育課程を実現している事例

4 和歌山県立向陽高等学校

SSH

ハイレベル科学技術人材の育成に向けて、課題研究の期間を十分に確保し主体性と科学コミュニケーション力を育むため、「総合的な探究の時間」（3単位）と「理数・理数探究」（3単位）に替えて、学校設定科目「SS環境科学探究Ⅴ」（3単位）を設置。



5 愛媛県立松山東高等学校

教育課程特例校

課題研究等の取組を通してグローバルな視点を身に付け、地域課題の解決に貢献できる「グローバル人材」を育成するため、「総合的な探究の時間」（1単位）と、「情報Ⅰ」（2単位）から1単位を減じた残単位分を学校設定科目「明教探究基礎」（2単位）に、「総合的な探究の時間」（1単位）と、「保健Ⅰ」（2単位）から1単位を減じた残単位分を学校設定科目「GL（グローバル）明教探究」（2単位）に充てる。



6 滋賀県立彦根東高等学校

WWL

滋賀県全体でSociety5.0に対応し、世界をリードするイノベティブなグローバル人材を育成するため、教科の枠を超えた学問領域（「GS（グローバルサイエンス）」）を設定し、「数学Ⅰ」（2単位）、「物理基礎」（2単位）、「地学基礎」（2単位）、「情報Ⅰ」（2単位）をそれぞれ学校設定科目「GS数学Ⅰ」（2単位）、「GS物理基礎Ⅰ」（2単位）、「GS地学」（2単位）、「GS情報」（2単位）として位置付ける。



内容の選択に関する総則の記載について

高等学校学習指導要領 総則（P26）

第2款 教育課程の編成

3 教育課程の編成における共通的事項

(5) 各教科・科目等の内容等の取扱い

エ 学校においては、特に必要がある場合には、第2章及び第3章に示す教科及び科目の目標の趣旨を損なわない範囲内で、各教科・科目の内容に関する事項について、基礎的・基本的な事項に重点を置くなどその内容を適切に選択して指導することができる。

各教科・科目における増単・減単の条件

高等学校学習指導要領解説 総則編（P 65）

	単位を増加すること（増単）	単位を減ずること（減単）
必履修教科・科目の場合	○ 以下のような場合には、増単することが考えられる。 ①義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る場合を含め、基礎的な知識を十分身に付けさせるための時間に充当する場合 ②理解の難しい科目の内容を十分習得させるための時間に充当する場合 ③特定の技術、技能等を反復、習熟させるための時間に充当する場合	○ 原則として、標準単位数よりも減ずることはできない。 ○ 減単が可能なのは、「生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合」のみとされている。また、その場合においても、標準単位数が2単位である場合には単位を減じることはできない。
必履修 教科・科目以外の場合	○ 標準単位数の標準の幅については特に定めはないが、それには一定の限度があるとされている。しかし、能力等の多様な生徒の実態等を考慮し、生徒の学習内容の習熟の程度などから判断して、時間をかけてその習熟を図るため特に必要がある場合には、その限度を超えて大幅に単位数を増加させることができることとしている。例えば、「数学Ⅰ」について、生徒の実態により、特に授業時数を大幅に増加して、5単位や6単位を配当することも可能であり、これを修得した場合、それを卒業に必要な単位数の中に算入することになる。	○ 原則として、標準単位数よりも減ずることはできない。 ○ ただし、以下のいずれかの場合には単位を減ずることが可能である。 ①生徒の実態から標準単位数による授業時数より短い時数で当該各教科・科目の目標の実現が可能であると判断される場合 ②原則的には各教科・科目の標準単位数によって授業を行うことが望ましいが、教科・科目の特質から一部の内容項目を取り上げることも可能である旨が規定されており、生徒の特性や学校の実態等に応じてやむをえない場合 ○ なお、上記の場合においても、生徒の実態等を十分考慮して履修に無理のないように単位数を定める必要がある。

知識及び技能に関する審査に係る学修の単位認定

高等学校における単位認定に関して、一定の要件を満たしたうえで、校長は生徒の知識及び技能に関する審査に係る学修を高等学校における科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

学校教育法施行規則第九十八条

第九十八条 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、生徒が行う次に掲げる学修を当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

一 大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学修その他の教育施設等における学修で文部科学大臣が別に定めるもの

二 知識及び技能に関する審査で文部科学大臣が別に定めるものに係る学修

三 ボランティア活動その他の継続的に行われる活動（当該生徒の在学する高等学校の教育活動として行われるものを除く。）に係る学修で文部科学大臣が別に定めるもの

平成10年文部省告示第41号（一部抜粋）

一 青少年及び成人の学習活動に係る知識・技能審査事業の認定に関する規則(平成十二年文部省令第二十五号)又は技能審査の認定に関する規則(昭和四十二年文部省告示第二百三十七号)により文部科学大臣が認定した技能審査で、当該審査の合格に係る学修が高等学校教育に相当する水準を有すると校長が認めたもの

二 前号に掲げるもののほか、次に掲げる要件を備えた知識及び技能に関する審査で、当該審査の合格に係る学修が高等学校教育に相当する水準を有すると校長が認めたもの

イ 審査を行うものが国又は民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定による法人その他の団体であること。

ロ 審査の実施に関し、十分な社会的信用を得ていること。

ハ 審査が全国的な規模において、毎年一回以上行われるものであること。

ニ 審査の実施の方法が、適切かつ公正であること。

高等学校における科目の履修免除の具体的運用

高等学校における単位認定に関して、一定の要件を満たしたうえで、校長は生徒の知識及び技能に関する審査に係る学修を高等学校における科目の履修とみなし、単位を与えることができる（①～④については上限36単位）

①学校間連携

校長は、生徒が他の高等学校において一部の科目の単位を修得したときは、修得した単位数を全課程の修了に必要な単位数に加えることができる。

②大学、高等専修学校、専修学校等における学修の単位認定

校長は、生徒の大学、高等専門学校、専修学校(高等課程・専門課程)等における学修を高等学校における科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
具体的には、

- ・ (1)大学、高等専門学校における科目等履修生、研究生、聴講生としての学修
- ・ (2)専修学校の高等課程における学修、専門課程における科目等履修生、聴講生としての学修
- ・ (3)専修学校の高等課程・専門課程において高等学校の生徒を対象として行う附帯的教育事業における学修
- ・ (4)大学が開設する公開講座における学修、公民館その他の社会教育施設において開設する講座における学修(高等学校教育に相当する水準を有すると校長が認めたものに限り)

③知識及び技能に関する審査に係る学修の単位認定

校長は、生徒の知識及び技能に関する審査に係る学修を高等学校における科目の履修とみなし、単位を与えることができる。高等学校の単位として認定する以上、知識及び技能に関する審査であれば何でも良いというわけではなく、次に掲げる要件を備えた知識及び技能に関する審査における成果に係る学修で、高等学校教育に相当する水準を有すると校長が認めたものに限る。

- ・ (1)審査を行うものが国又は民法第34条の規定による法人その他の団体であること
- ・ (2)審査の実施に関し、十分な社会的信用を得ていること
- ・ (3)審査が全国的な規模において、毎年1回以上行われるものであること
- ・ (4)審査の実施の方法が、適切かつ公正であること

④ボランティア活動等に係る学修の単位認定

校長は、生徒のボランティア活動等に係る学修を高等学校における科目の履修とみなし、単位を与えることができる。具体的には、

- ・ (1)ボランティア活動
- ・ (2)就業体験(インターンシップ)
- ・ (3)スポーツ又は文化に関する分野における活動で顕著な成果をあげたものに

係る学修だが、高等学校の単位として認定する以上、当然、高等学校教育に相当する水準を有すると校長が認めたものに限られる。

⑤高等学校卒業程度認定試験の合格科目の単位認定

校長は、生徒が在学中又は入学前の高等学校卒業程度認定試験の合格科目(従前の大学入学資格検定の合格科目を含む)に係る学修について、それに相当する高等学校の科目の履修とみなし、当該科目の単位として認定することができる

⑥少年院における矯正教育の単位認定

校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、少年院法(平成26年法律第58号)の規定による矯正教育で高等学校学習指導要領の定めるところに準じて修得したと認められるものに係る学修(当該生徒が入学前に行ったものを含む。)を、当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

⑦定通併修による単位認定

定時制課程の生徒が一部の科目を通信制課程で修得した場合、通信制課程の生徒が一部の科目を定時制課程又は他校の通信制課程で修得した場合に、当該校長の定めるところにより、その単位数を卒業に必要な単位数に加えることができる。

なお、定時制課程の生徒が一部の科目を他校の定時制課程で一部の科目を修得した場合は、本制度ではなく、上記(1)の学校間連携による単位認定によることとなる。

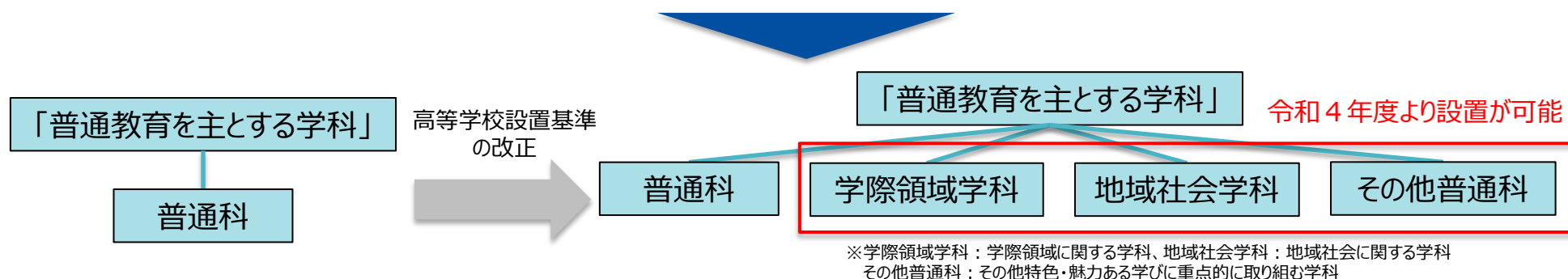
高等学校卒業程度認定資格試験における免除要件

高等学校卒業程度認定資格試験において、知識及び技能に関する審査（技能審査）の合格により、以下のとおり試験科目の免除が可能。

① 免除を受けることができる試験科目	②技能審査		
	名称	免除に必要な級	実施団体
歴 史	歴史能力検定	世界史 1 級、 世界史 2 級又は世界史 3 級 及び 日本史 1 級、 日本史 2 級又は日本史 3 級 ※世界史と日本史の両方必要です。	歴史能力検定協会 (TEL 03-6627-3725)
数 学	実用数学技能検定	1 級、準 1 級 又は 2 級	公益財団法人日本数学検定協会 (TEL 03-5812-8340)
英 語	実用英語技能検定	1 級、準 1 級、2 級、 準 2 級プラス又は準 2 級	公益財団法人日本英語検定協会 (TEL 03-3266-8311)
	英語検定試験	1 級又は 2 級	公益財団法人全国商業高等学校協会 (TEL 03-3357-7911)
	国際連合公用語 英語検定試験	特 A 級、A 級、B 級 又は C 級	公益財団法人日本国際連合協会 (TEL 03-6228-6831)

「普通教育を主とする学科」の弾力化－普通科改革の意義・概要

- 普通科には高校生の約 7 割が在籍する一方で、**生徒の能力・適性や興味・関心等を踏まえた学びの実現に課題がある**との指摘もなされており、「普通」の名称から**一斉的・画一的な学びの印象を持たれやすい**ところ、普通科においても、生徒や地域の実情に応じた**特色・魅力ある教育を実現**する。
- 普通科において特色・魅力ある教育を行うにあたって、従来の文系・理系の類型分けを普遍的なものとして位置付けるのではなく、総合的な探究の時間を軸として、**生徒が社会の持続的発展に寄与するために必要な資質・能力を育成するための多様な分野の学びに接することができるようにする**。



学際領域学科

現代的な諸課題のうち、**SDGsの実現**や**Society5.0の到来に伴う諸課題**に対応するために、学際的・複合的な学問分野や新たな学問領域に即した最先端の特色・魅力ある学びに重点的に取り組む学科

地域社会学科

現代的な諸課題のうち、高等学校が立地する地元自治体を中心とする**地域社会が抱える諸課題**に対応し、地域や社会の将来を担う人材の育成を図るために、現在及び将来の地域社会が有する課題や魅力に着目した実践的な特色・魅力ある学びに重点的に取り組む学科

その他普通科

その他普通教育として求められる教育内容であって当該高等学校のスクール・ミッションに基づく特色・魅力ある学びに重点的に取り組む学科

「普通教育を主とする学科」の弾力化－新しい普通科の要件

- (1) 各学科の特色等に応じた学校設定教科・科目を設け、当該学校設定教科・科目（2単位以上）及び総合的な探究の時間を合計6単位以上、全ての生徒に対し、原則として各年次にわたって、履修させること
- (2) 学校設定教科・科目と総合的な探究の時間について、相互の関連を図り、系統的、発展的な指導を行うことに特に意を用いること
- (3) 学際領域学科においては、大学等の連携協力体制を整備すること
- (4) 地域社会学科においては、地域の行政機関等との連携協力体制を整備すること
- (5) 学際領域学科及び地域社会学科においては、関係機関等との連携を行う職員の配置その他の措置を講じるよう努めること

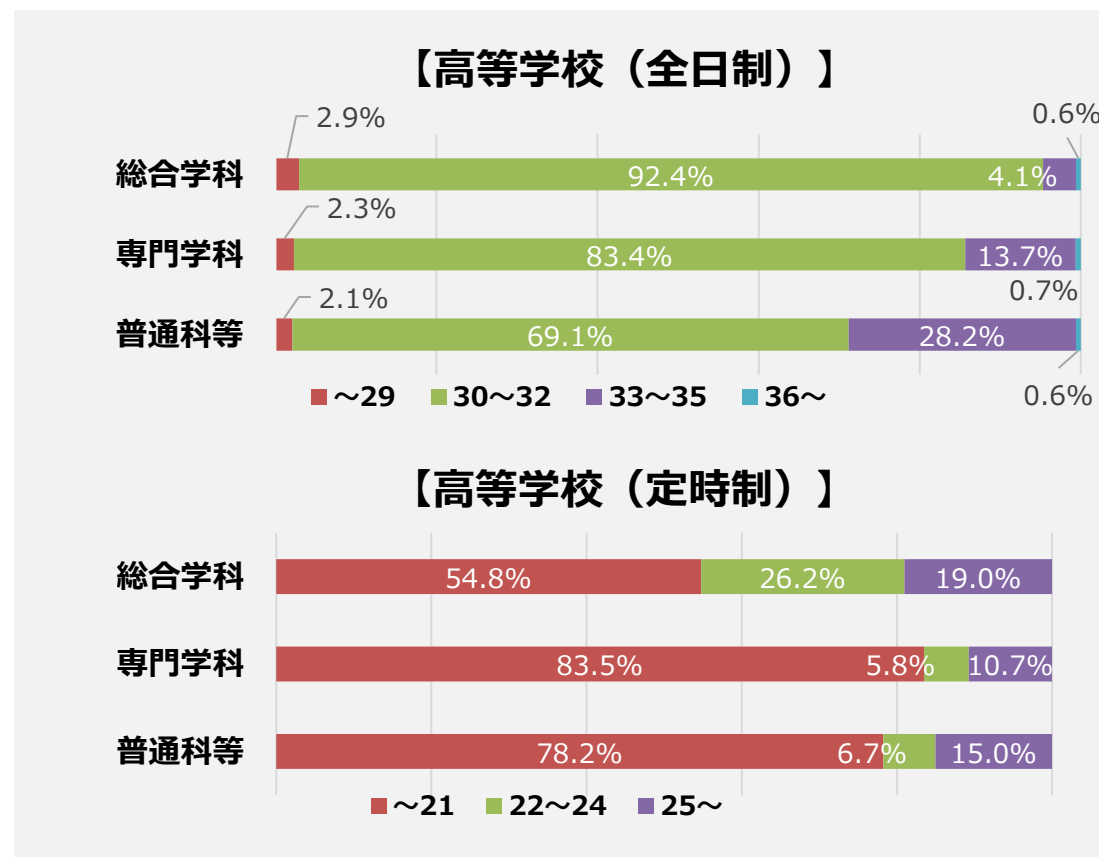
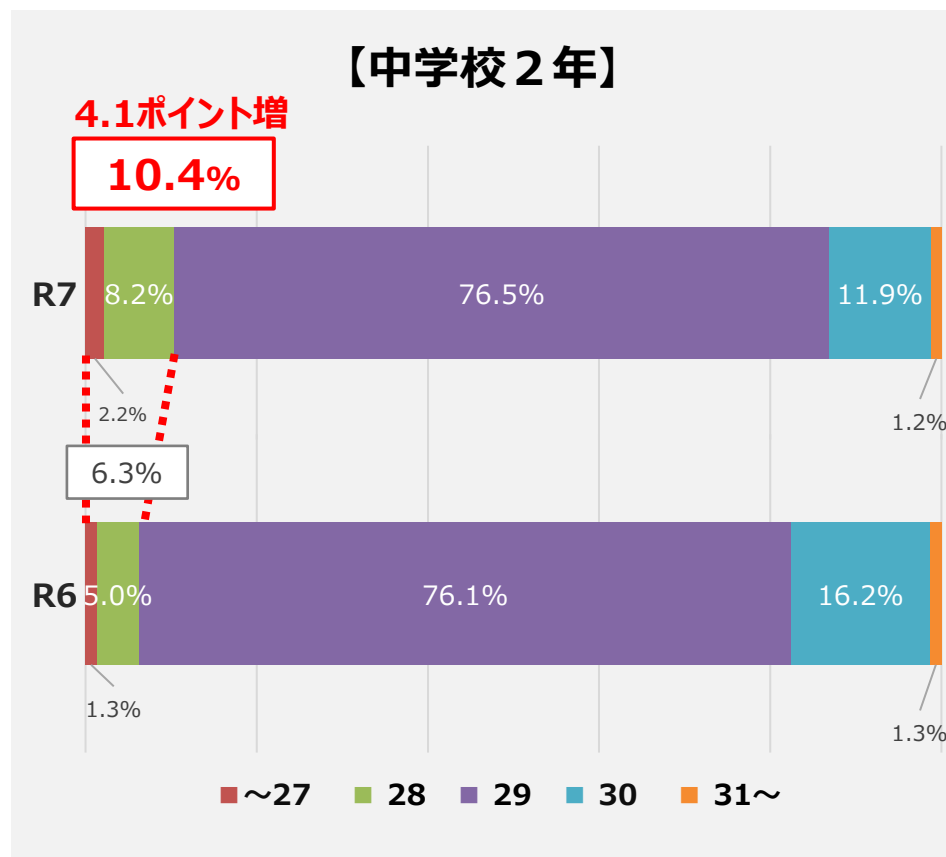
新しい普通科における学校設定科目

学際	福岡県立八幡高等学校 文理共創科 「 知の追究 」「 知の探究 」 計4単位・1～3学年	「知の追究」では教科等横断的な授業を通して、文系・理系の枠を超えて複数の教科・科目を融合し、学問と社会との繋がりや生きる上での学問の意義を感じさせ、主体的に学問に向き合う姿勢の育成を目指す。「知の探究」では物事を多角的、複合的に捉え論理的に考察し表現することで、学問領域を統合してアプローチする際の手段となる情報活用能力や課題発見・解決に繋がる豊かな発想力を育成する。
地域	学校法人信愛学園 浜松学芸高等学校 探究創造科 「 探究創造概論 」「 演習 」 計12単位・1～3学年	探究創造概論は、主に学校内にてプロジェクト学習およびそれに必要な基本的スキルや理論を習得するための学習を中心に構成。探究創造演習では、概論で身につけた知識・技能をもとに、主に校外を活動の中心地としてプロジェクトで設定されたテーマや生徒が自ら設定した課題の解決に向けたアイデア構築、制作、プレゼンなどの企画実行に取り組む。
特色がある科目	和歌山県立串本古座高等学校 未来創造学科（宇宙探究コース） 「 宇宙探究基礎 」 2単位・1学年	民間ロケット発射場が近接しているメリットを活用し、自らの在り方・生き方と向き合い、Society 5.0を生き抜くために必要な力を育成する。宇宙実験に挑戦したり、水ロケットミッションを探究的かつ、競技的な要素を取り入れつつ運動の仕組みや物理・数学に関する内容を組み込みながら学ぶ。また、身近な材料でマイ望遠鏡を作成し、天体観測と天体写真に挑戦するとともに、宇宙飛行士トレーニングを協働的に学ぶことにより、チームビルディングを体験的に学ぶ。
	鹿児島県立種子島中央高等学校 ミライデザイン科 「 DX 」 7単位・1～3学年	自ら課題を発見し、解決までの過程を筋道立てて構築する力（デザイン思考）と、課題解決のための有効的な手段として、目的に応じてデジタルツールを適切に選択・活用できる力（デジタル技術）の2つの力を育成。デザイン思考では、課題発見力・コミュニケーション力育成のための活動を行い、デジタル技術ではデータサイエンスに関する基礎力の習得を行う。



中学校（２年）及び高等学校の週当たり授業時数の状況

- 中学校（２年）では、週当たり授業時数について、28コマ以下で設定する学校の割合が1割程度に増加。高等学校（全日制）では、29コマ以下で設定する学校の割合はいずれも1割以下
- 各学校の年間授業週数の実態に応じて、週当たり授業時数の平準化に取り組めるよう、事例の普及を含めたより一層の取組の推進が必要

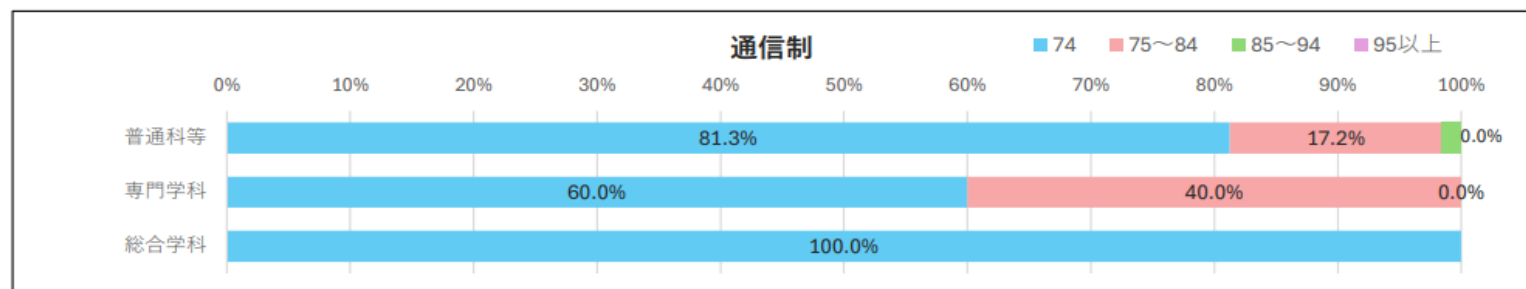
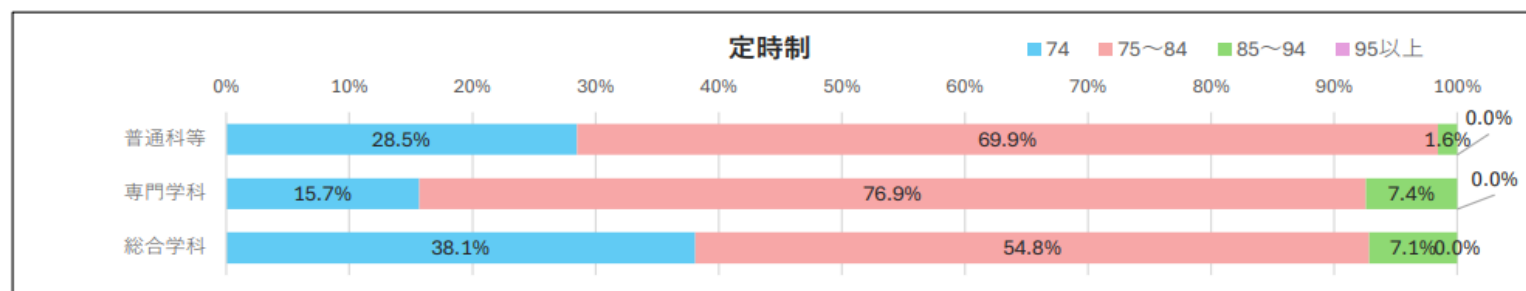
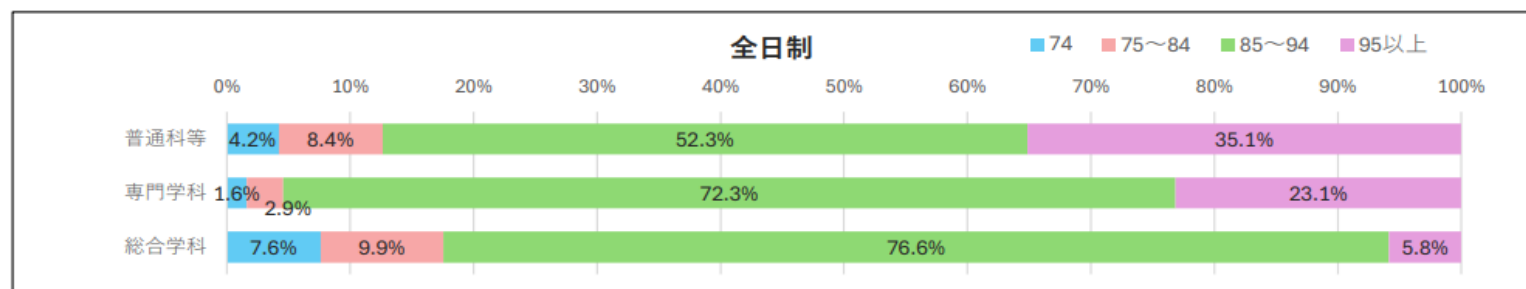


※高等学校の週当たり授業時数について、以下補足。

- ・ 同一学校の各課程・学科に、複数のコース等が設定されている場合には、最も多くの生徒が該当する授業時数について取りまとめている。
- ・ 単位は、単位時間である。ここでは、1 単位時間を50分として計算している。
- ・ 長期休業中の集中講座や補習等は含めず、年間を通じて最も典型的な週間における週当たり授業時数について取りまとめている。

高等学校における卒業までに履修させる単位数の設定状況

		74	75～84	85～94	95以上
全日制	普通科等	4.2%	8.4%	52.3%	35.1%
	専門学科	1.6%	2.9%	72.3%	23.1%
	総合学科	7.6%	9.9%	76.6%	5.8%
定時制	普通科等	28.5%	69.9%	1.6%	0.0%
	専門学科	15.7%	76.9%	7.4%	0.0%
	総合学科	38.1%	54.8%	7.1%	0.0%
通信制	普通科等	81.3%	17.2%	1.6%	0.0%
	専門学科	60.0%	40.0%	0.0%	0.0%
	総合学科	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%



中学校（２年）及び高等学校の年間総授業日数の状況

- 中学校（２年）の令和７年度（計画）の総授業日数（※）の平均は**202.4日**。年間総授業時数や週当たり授業時数との関係を比較しても、**総授業日数を大幅に増加させることなく、教育課程編成の工夫により、年間総授業時数や週当たり授業時数を減じている学校が多い実態がある**
- 高等学校では、年間授業日数を**190日～199日**としている学校割合が多い

【中学校（２年）】

総授業日数の平均値

202.4日

○総授業時数と総授業日数

年間総授業時数	総授業日数の平均
1015	202.1日
1016～1050	202.4日
1051～1085	202.6日
1086～1120	202.3日
1121～1155	202.7日
1156～	199.3日

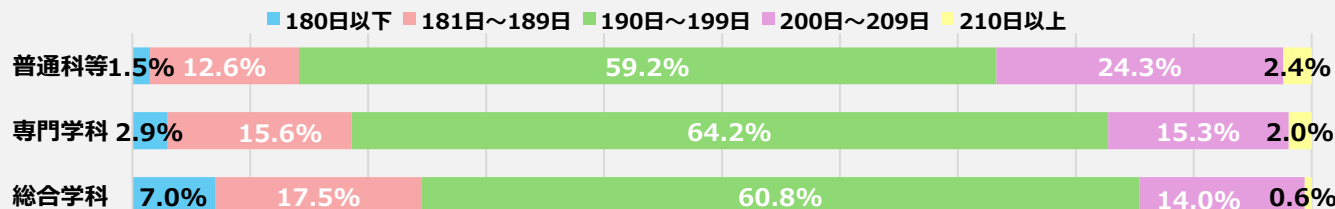
○週当たり授業時数と総授業日数

週当たり授業時数	総授業日数の平均
27	205.0日
28	202.9日
29	202.3日
30	202.3日
31～	200.0日

【高等学校】

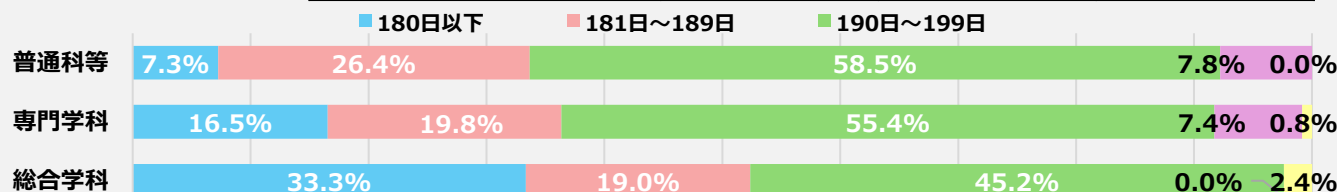
（全日制）

年間総授業日数	普通科等	専門学科	総合学科
180日以下	1.5%	2.9%	7.0%
181日～189日	12.6%	15.6%	17.5%
190日～199日	59.2%	64.2%	60.8%
200日～209日	24.3%	15.3%	14.0%
210日以上	2.4%	2.0%	0.6%



（定時制）

年間総授業日数	普通科等	専門学科	総合学科
180日以下	7.3%	16.5%	33.3%
181日～189日	26.4%	19.8%	19.0%
190日～199日	58.5%	55.4%	45.2%
200日～209日	7.8%	7.4%	0.0%
210日以上	0.0%	0.8%	2.4%



※ 中学校（２年）における総授業日数とは、児童が教育課程内の教育活動に参加するすべての日数（指導要録の出欠の記録欄に記載する授業日数と同様）を指す。

教育課程柔軟化サキドリ研究校 指定状況 (令和8年2月時点)



文部科学省

「調整授業時数制度」導入後の円滑な制度実施に向けて、全国の学校や教育委員会での知見の蓄積が喫緊の課題。
「調整授業時数制度」（既存の各教科等への上乗せ、教科の新設、裁量的な時間（学習枠、研究・研修等枠））を先取りして試行し、柔軟な教育課程の編成・実施に取り組む学校を「サキドリ研究校」として指定。

指定校数 合計：332校

国公立	公立	国立
学校数	319	13

*別途、研究開発学校（令和7年度は9都道府県46校）において柔軟な教育課程の取組を実施

学校種	小学校等	中学校等	義務教育学校
学校数	205	117	10

*小学校等には、義務教育学校の前期課程のみ指定を希望する学校を含む

*中学校等には、中等教育学校（前期課程）、義務教育学校の後期課程のみ指定を希望する学校を含む

*義務教育学校は、前期課程と後期課程の両方の指定を希望する学校

指定期間 令和8年4月～令和10年3月

都道府県別

区分	小	中	義務	合計
北海道	2	1		3
青森県	1			1
岩手県	2	1		3
宮城県	3	1		4
秋田県		1		1
山形県		1		1
福島県	3	1		4
茨城県	4	1	1	6
栃木県	1	1		2
群馬県	3	2		5
埼玉県	3	1		4
千葉県	5	5		10
東京都	10	2		12
神奈川県	8	7		15
新潟県	1	1		2
富山県	9			9
石川県			1	1
福井県		1		1
山梨県	1			1
長野県	4	5		9
岐阜県	1	2		3
静岡県	3	1		4
愛知県	1		1	2
三重県	3	3		6
滋賀県	4			4
京都府	4	4		8
大阪府	3	1		4
兵庫県	2	2		4
奈良県	3	2	2	7
和歌山県	3	3		6
鳥取県		1	1	2
島根県	2	1		3
岡山県	2	1		3
広島県	3	1		4
山口県	1	2		3
徳島県	1	1		2
香川県	3	1		4
愛媛県	3	4		7
高知県	4	3		7
福岡県	10	3		13
佐賀県	3	1	1	5
長崎県	3	2		5
熊本県	7	1		8
大分県	4	1		5
宮崎県	2	2		4
鹿児島県	3	2	1	6
沖縄県	2			2

指定都市別

区分	小	中	義務	合計
札幌市	4	1		5
仙台市	1	3		4
さいたま市	4	2		6
千葉市	2	1		3
横浜市	3	2	1	6
川崎市	6	3		9
相模原市	2	1		3
新潟市	4	1		5
静岡市	2			2
浜松市	3			3
名古屋市				※
京都市	5	4	1	10
大阪市	2	3		5
堺市	2	2		4
神戸市	4	3		7
岡山市	3	2		5
広島市	3	1		4
北九州市	3	1		4
福岡市	3	3		6
熊本市	2	1		3

※名古屋市は令和7年度から取り組んでいる
研究開発学校の数を令和8年度から15校増やし、
計19校で実施予定（外数）

国立大学別

区分	小	中	義務	合計
北海道教育大学	1			1
山形大学	1			1
福島大学		1		1
埼玉大学	1			1
東京学芸大学	1			1
横浜国立大学	1			1
富山大学	1	1		2
金沢大学		1		1
京都教育大学		1		1
大阪教育大学		2		2
熊本大学		1		1
合計	205	117	10	332

都道府県・指定都市あたり
平均指定校数：4.8校

取組の具体例

教科の新設

(奈良県広陵町立広陵中学校)
「広陵探究」を新設し、社会科で学ぶ地域の学習をベースに、さまざまな資料や情報を収集・比較して、広陵町の課題を考え、よりよい広陵町をつくるにはどうしたらよいかを生徒が主体的に探究する。

(福島県いわき市立勿来第一小学校)
「しあわせ探究科」を新設し、震災復興の中で育成の必要性が明確になりながらも、道徳科の枠組みでは十分に扱いきれなかった8つの資質・能力（主体的行動力、レジリエンス、ボランティア精神等）を明確に位置付けて、地域課題と結び付けた独自教科として展開する。

裁量的な時間（学習枠）

① 個に応じた学習過程の充実に資する取組

(例) 個別最適な学びを実現するための自己課題の発見および解決を行う。(岩手県遠野市立遠野東中学校)

② 学習の素地を高める取組

(例) すべての学年に1コマ30分の「たまいちタイム」を設定し、ESD等の個人の探究やそれをねらいとした体験活動等を行う。(東京都多摩市立多摩第一小学校)

③ 関係性の質を高め、学習の一層の円滑化に特に資する取組

(例) 互いの思いや個性を認め合い、多様な他者と人間関係を形成するため、話すこと・聞くことなどの伝え合う力を育成し、協働してよりよい学校生活を送っていかうとする態度を育む。(兵庫県宍粟市立河東小学校)

④ その他地域等の特色を生かした取組

(例) 創立100周年を2年後に控え、学校の歴史調べ、地域の伝統文化の体験学習等を行う。(川崎市立幸町小学校)

裁量的な時間（研究・研修等枠）

① 質の高い授業を効果的に実施するための教材研究・授業研究

(例) ICTを効果的に活用した事例研修を行い、45分授業においても従来の50分授業と同等の学習効果を生み出すための工夫を共有・実践する。(長崎県諫早市立真城中学校)

② 教師の資質・能力の向上を図るための学校・教育委員会が企画する研修

(例) 子どもの「問い」から始まる、子ども自ら主体的に学ぶ授業研究を行う。講師や経験豊富な先達教員から指導を受け、ともに学び、新たな指導法、授業づくりを研究する。(徳島県阿南市立吉井小学校)

③ 児童生徒理解の向上など、学習・指導上の課題解決に資する情報共有・協議

(例) 学校全体はもとより、低学年部、中学年部、高学年部の各ユニットの時間として、チーム担任制、教科担任制の運用、児童理解と支援についてチームとしての共有・協議を行う。(京都市立桂小学校)

④ 学校と地域との連携体制の確保

(例) 総合的な学習の時間において、地域の企業・大学等と連携し、こども視点で「未来にあったらいいな」と思うモビリティやくらしを構想・創造する活動に取り組むことから、教職員研修として、社会の多様な専門性を取り入れた研修の充実に資する。(広島市立畑賀小学校)

教育課程柔軟化サキドリ研究校事業 概要

趣旨

- 多様な個性や特性、背景を有する子供たちを包摂し、**一人一人の可能性を輝かせる柔軟な教育課程編成を促進**するため、中央教育審議会における次期学習指導要領に向けた検討において「**調整授業時数制度**」(※)の創設について検討中。全国教育委員会や学校から、令和7年度から先行的に取り組んでいる研究開発学校と同様に、柔軟な教育課程の実施に取り組みたいとの声が多数寄せられている。
(※) **各学校の判断により、各教科の標準授業時数を調整して教育課程を編成することを可能とし、生み出した時数を他教科等や「裁量的な時間」に充当可能とするもの。**
- 柔軟な教育課程を編成・実施する上では、より一層、**各学校におけるカリキュラム・マネジメントや教育委員会等による伴走支援・指導助言が重要**となり、これらの知見の蓄積が、制度導入後の教育課程の質に直結することとなる。

- 「調整授業時数制度」の導入後、各学校が創意工夫ある教育課程を円滑に編成・実施することができるよう、**全国各地的教育委員会・学校が教育課程の柔軟化の具体や手法についてある程度のイメージを持ち、知見を蓄積できるよう後押しをする仕組み（教育課程柔軟化サキドリ研究校事業）を創設。**

※本事業は、研究開発学校制度の下での教育課程の柔軟化の主な先行事例及び現行の授業時数特例校制度を念頭に置きつつ、「調整授業時数制度」の導入に先立って、まずは一定の範囲での教育課程柔軟化の試行事例を全国各地に生み出そうとするものである。実際の「調整授業時数制度」の制度設計は今後中央教育審議会において検討されるものであり、本事業とは同一の仕組みとはならない可能性があることを前提とする。

事業概要

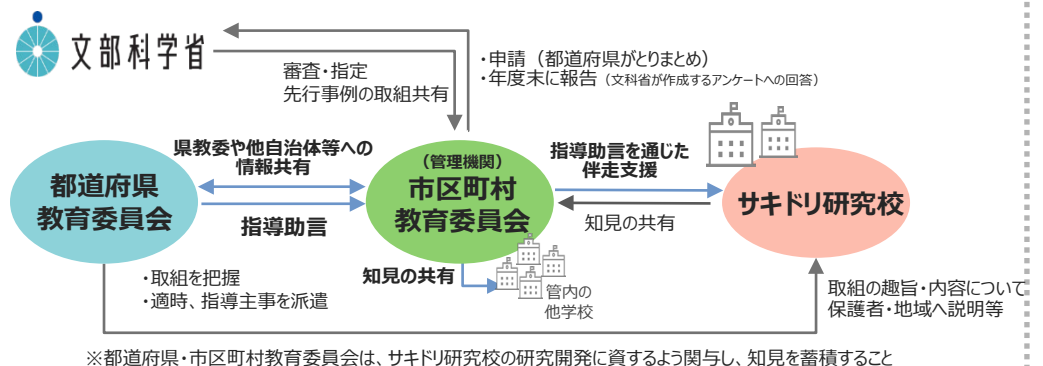
- 「調整授業時数制度」導入後の全国における円滑な制度実施に向け、研究開発学校とは別に、「**調整授業時数制度**」を先取りするような形で**教育課程を編成・実施し、研究開発を行うことができる学校（サキドリ研究校）を文部科学大臣が指定する。**

サキドリ研究校事業における教育課程の特例の内容

サキドリ研究校においては、先行事例を踏まえ、**調整授業時数は対象教科等**(※1)ごとに**10%程度を上限**とし、使途として以下に活用可能とする。その際、①～③にどのように活用するのかについては教育委員会、学校が子供や地域の状況を踏まえて判断することとする。

- ① 既存の各教科等への上乗せ
- ② 教科の新設
- ③ 裁量的な時間 (ア) 子供の資質・能力の育成に特に資する教育活動 (※2)
(イ) 教師の組織的な研究・研修等

- ※1 年間35単位時間以下を標準としている教科等は、**対象外**
※2 標準授業時数が設定されていない学校行事や児童会・生徒会活動は含まれない
※3 ①②合わせて30コマ程度まで、③ (ア)と(イ)それぞれ30コマ程度まで



対象

全国の国公立の小中学校等のうち希望する学校

- ※ 義務教育学校、中等教育学校前期課程を含む。
- ※ 各都道府県・指定都市につき5校程度を上限として指定。都道府県・指定都市の規模等に応じて6校以上も可能。
- ※ 各都道府県・指定都市における申請校には必ず中学校を含むこととする。
- ※ 国立の学校は1法人につき1校程度を上限として指定。

指定期間

令和8年度から令和10年3月までの2年間を想定

※「調整授業時数制度」の施行時期を踏まえて変更の可能性あり

スケジュール

各学校における取組開始

令和8年4月～